# 〇羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与 に関する条例

昭和 46 年 9 月 25 日条例第 7 号

### 最終改正 令和7年3月5日条例第3号

(この条例の目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

- 第2条 給料は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 11 年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。
- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。
- 3 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設又はこれに類する有価物で職員に 支給されたものは、これを給与の一部とし、別に組合規則で定めるところによ りその職員の給与額を調整する。

(給与の支払)

- **第2条の2** この条例に基づく給与は、職員が口座振替による支払いを申し出た場合を除き通貨で、直接職員に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げるもので職員が支払うこととされている額に相当する金額については、これを給与から控除し又は徴収して支払うことができる。
  - (1) 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合の組合費
  - (2) 全国町村職員生活協同組合の出資金及び共済掛金
  - (3) 東京都市町村職員共済組合の貯金及び貸付償還金
  - (4) 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の団体扱い契約による生命保険料及 び損害保険料
  - (5) 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の給食費及び各種積立金 (給料表)

- **第3条** 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
  - 一般職給料表(1) (別表第1)
  - 一般職給料表(2) (別表第2)
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める 職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表第 3及び別表第4に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。
- 3 管理者は、全ての職員の職を第2項に規定する等級別基準職務表に従い、第 1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表により給料 を支給しなければならない。

(昇給等の基準)

- **第4条** 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、組合規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移つた場合における号俸は、組合 規則の定めるところにより決定する。
- 3 職員を昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。) させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、同日前で組合規則の定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸 数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号 俸とすることを標準として組合規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことが できない。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、職員が 55 歳に達した日以降直近の 3月 31 日を超えて在職する場合は、当該3月 31 日の翌日以降昇給させるこ とができない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、 組合規則で定めるところにより、昇給させることができる。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短

時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に 適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、 当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条 例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤 務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2 法第 28 条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給方法)

- 第5条 給料は、月の1日から末日までを計算期間(以下「給与期間」という。) とし、毎月21日(その日が休日に当るときはその前日)に当月分を支給する。
- **第6条** 新たに職員となつた者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、 降給等により給料額に異動を生じた者は、その日から新たに定められた給料 を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(管理職手当)

- 第7条 管理職手当は、第3条に規定する一般職給料表(1)の5級及び4級の職にある者に支給する。
- 2 前項の管理職手当の支給区分及び月額は、別表第5に定めるとおりとする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の 規定にかかわらず、別表第5に掲げる管理職手当の支給月額に勤務時間条例第 2条第2項により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同 条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

### 第8条 削除

(扶養手当)

- 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてそ の職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。
  - (1) 扶養親族たる子(前項第1号に該当する扶養親族をいう。次項及び次 条において同じ。) 13,000円
  - (2) 扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下この号及び次条において同じ。) 6,000 円 (一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの(次条において「行(1)4級職員」という。)の扶養親族たる父母等にあっては、3,000円)
- 4 扶養親族たる子で満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000 円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- **第10条** 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の 一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管 理者に届出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、 その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生

じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて、同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、この届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から行なうものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、 その事実が生じた日に属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その 日の属する日)からその支給額を改定する。
  - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた 場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係 るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合
  - (3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行 (1) 4級職員が行(1) 4級職員以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級職員以外の職員が行(1) 4級職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間 にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 4 第2項のただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における 扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

- 第11条 職員には、当分の間、地域手当を支給する。
- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 16 を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第12条 世帯主に(これに準ずるものを含む。)である職員のうち、満34歳

に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払つているものに、住居手当を支給する。

- 2 住居手当の月額は、15,000円とし、給料の支給方法に準じて支給する。
- 3 前項の手当を受けるものの範囲等支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(通勤手当)

- 第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分に応じて職員に支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関を利用する職員(通勤距離か片道2キロメートル以上である者)
  - (2) 通勤のため自転車その他の交通用具を使用する職員(通勤距離か片道 2キロ以上である者
  - (3) 前2項以外の職員で、管理者が必要と認める者
- 2 通勤手当の額は、月の初日からその月以降の月の末日までの1月を単位として組合規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額
- 3 前2項に掲げる通勤手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。 (特殊勤務手当)
- 第14条 著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊で、 給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与で考慮することが適 当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて、 特殊勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額、その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(給与の減額)

第15条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する超勤代休時間及び休日(勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第13条第1号から第3号までに規定する休暇を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与

の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務 しない1時間につき第 19 条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計 額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

- 第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第19条に規定する勤務1時間当りの給料等の額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額の合計額を、超過勤務手当として支給する。
- 2 前項の勤務の区分及び割合は、組合規則で定める。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であった場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第2条の規定により1週間に割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第5条の規定により週休日を他の日に振り替えて勤務することを命ぜられた職員には、当該他の日の正規の勤務時間に相当する時間(組合規則で定める時間を除く。)について、1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の25から100分の50までの範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。
- 5 次の各号に規定する時間の合計が1月について 60 時間を超えた職員には、 その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第3項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間 につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定 する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を超過勤務手当とし

て支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を 超えてした勤務の時間 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日 の午前5時までの間である場合は、100 分の 175)
- (2) 前項に規定する当該正規の勤務時間に相当する時間 100分の50
- 6 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を承認された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
  - (1) 前項第1号に規定する時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する組合規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合
  - (2) 前項第2号に規定する時間 100 分の 50 から第4項に規定する組合 規則で定める割合を減じた割合
- 7 第3項に規定する7時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する組合規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日給)

- 第17条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた勤務時間条例第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定する休日にあたつても、正規の給与を支給する。
- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第 19 条に規定する勤務1時間当りの給料等の額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額の合計額を、休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第 12 条第1項の規定により、任命権者が代休日

を指定した場合には、休日給を支給しない。

(夜勤手当)

第18条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前5時までに勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に100分の25を乗じて得た額の合計額を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当りの給与額の算出)

第19条 前4条に規定する勤務1時間当りの給料等の額は、給料の月額及び 組合規則で定める手当の月額のそれぞれに12を乗じて得た額を組合規則で定 める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。

(宿日直手当)

- 第20条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、組合規則で定める額 を宿日直手当として支給する。
- 2 前項の勤務は、第 16 条から第 18 条までの手当の対象となる勤務には含まれないものとする。

(超過勤務手当等の支給日)

第21条 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、給料の支給日 に前月分を支給する。

(期末手当)

- 第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して20日をこえない範囲内において組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第4項の規定の適用を受ける職員及び組合規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

	在	職	期	間	割合
6月					100 分の 100
5月以	人上 6 月	月未満			100 分の 80
3月以	人上 5 月	月未満			100 分の 60
3月末	き満				100 分の 30

- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、組合規則で定める。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
- 5 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第2項の規定の適用については、 同項中「合計額」とあるのは、「合計額に給料月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額に職務段階等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて 100分の20を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算 した額」とする。
  - (1) 一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 2級以上である職員
  - (2) 一般職給料表(2)の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難 及び責任の度等を考慮して組合規則で定めるもの

(期末手当の不支給)

- 第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
  - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条 の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
  - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条 第4項の規定により失職した職員
  - (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日 までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職し た日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたも の

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の 行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止め)

- 第22条の3 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員 で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
  - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の 行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪に ついて拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭 和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。 第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の 行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者か ら聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯 罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を 支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関す る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認 めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。
- 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係

る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた 行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準 日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に 基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処 分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に 対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付し なければならない。

(勤勉手当)

- 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日をこえない範囲内において組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(組合規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 117.5 を乗じて得た額と、管理者が予算の範囲内において別に定める額の総額をこえてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」とする。
- 4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、 同項中「合計額」とあるのは、「合計額に、給料月額及びこれに対する地域手

当の月額の合計額に職務段階等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

- (1) 一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 2級以上である職員
- (2) 一般職給料表 (2) の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難 及び責任の度等を考慮して組合規則で定めるもの
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第23条第1項に規定する基準日をいう。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する組合規則で定める日をいう。)」と読み替えるものとする。

(昇給及び扶養手当等に関する規定の適用除外)

- 第24条 第4条第4項、同条第5項、同条第7項及び第9条の規定は、一般 職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級の職員 には適用しない。
- 2 第 12 条、第 16 条、第 17 条第 2 項、第 18 条及び第 20 条第 1 項の規定は、 一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 4 級又は 5 級の職員には適用しない。

(休職者の給与)

- 第25条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、法第28条第2項第1号に 掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の 全額を支給する。
- 2 職員が前項以外の心身の故障により、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由 に該当して休職にされたときは、その休職期間が満 1 年に達するまでは、これ に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、 その休職期間中にこれに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 4 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第22条第1項に規定す

る基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により組合規則で定める日に、第2項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第26条 第4条第3項から第8項まで、第9条、第10条及び第12条の規定 は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的任用職員等の給与)

- 第27条 臨時的任用職員(法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用する職員をいう。)の給与は、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。
- 2 臨時的任用職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与 を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 3 会計年度任用職員(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき任用する職員をいう。)の報酬、期末手当及び勤勉手当は、職員の給与との均衡を考慮し、別に条例で定める。

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し、必要な事項は組合規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 22 日から適用する。 (組合規則への委任)
- 2 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規 則で定める。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例)

- 3 平成 21 年6月に支給する期末手当に関する第 22 条第2項及び第4項の規定の適用については、第 22 条第2項中「100 分の 145」とあるのは「100 分の 125」と、同条第4項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 65」とする。(管理職手当に関する暫定措置)
- 4 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、別表第5中「94,000円」とあるのは「89,300円」とする。

(地域手当に関する暫定措置)

- 5 第 11 条第 2 項中「100 分の 18」とあるのは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間にあっては「100 分の 8.5」とし、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間にあっては「100 分の 8.8」とする。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第11条第2項中「100 分の16」とあるのは「100分の10」とする。
- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初 の4月1日 (付則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用 される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第5項及び第7項の規定により当該職員の受ける 号俸に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例 の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に 100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げるものとする。)とする。
- 8 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される 職員及び非常勤職員
  - (2) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の定年等に関する条例(昭和 59年条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (3) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の定年等に関する条例第4 条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に 規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 9 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び付則第 11 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に 50 円未満の端数を生じたときは

これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(組合規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額 との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高 の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中 「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当 該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給 料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第7項の規定 の適用を受ける職員に限り、付則第9項に規定する職員を除く。)であって、 同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職 員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるとこ ろにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 付則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第7項 の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給さ れる職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の 受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前3項の規定に準じ て算出した額を給料として支給する。
- 13 付則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22 条第5項及び第23条第4項の規定の適用については、これらの規定中「給料 月額」とあるのは、「給料月額と付則第9項の規定による給料の額との合計額」 とする。
- 14 付則第7項から前項までに規定するもののほか、付則第7項の規定による 給料月額、付則第9項の規定による給料その他付則第7項から前項までの規定 の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**附 則**(昭和 47 年 3 月 28 日条例第 3 号) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年5月1日から適用する。ただ

し、第12条の改正規定は、昭和47年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合 規則で定める。

**附 則**(昭和47年12月12日条例第8号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 12 月支給分の期末手当から適用する。

附 則 (昭和48年2月7日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年4月1日から適用する。ただし、第9条第3項中「1,000 円」を「1,500 円」に改正する規定は、昭和 48 年4月1日から施行する。

(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)

2 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの 間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、組合規則で定める。

**附 則**(昭和 48 年 4 月 20 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和 48 年 6 月 16 日条例第 3 号)

(施行日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年6月支給分の期末手当から適用する。

**附 則** (昭和 48 年 12 月 26 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月1日から適用する。ただし、第9条第3項、第 12 条第2項、第 13 条及び別表第1、別表第2を改正する規定は、昭和 49 年1月1日から施行し、昭和 48 年4月1日から適用する。

(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)

2 昭和 48 年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は組合規則で定める。

附 則 (昭和49年6月13日条例第2号)

(施行日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年4月1日から適用する。ただし、第 13 条及び第 22 条第 2 項の改正規定は、昭和 49 年 6 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規 定に基づいて、昭和 49 年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正 後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で 定める。

**附 則**(昭和49年12月5日条例第4号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。 (切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和 49 年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**附 則** (昭和 51 年 1 月 24 日条例第 1 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 22 条及び第 23 条の改正の規定を除 き昭和 50 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 昭和 50 年4月1日 (以下(切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。 (規則への委任)
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、組合規則で定める。

附 則(昭和51年12月18日条例第4号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。 (切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和 51 年4月1日「以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの 間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、組合規則で定める。

**附 則**(昭和53年1月13日条例第1号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。 (切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和 52 年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、組合規則で定める。

**附 則** (昭和 54 年 1 月 25 日条例第 1 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。 (切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和 53 年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**附 則** (昭和 55 年 1 月 26 日条例第 1 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。 (切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和 54 年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又は、その受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれを受けることとなる

期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づき、切替日からこの条例の施行の日の前日までの 間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、組合規則で定める。

**附 則**(昭和55年12月26日条例第8号)

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (昭和 56 年 1 月 20 日条例第 1 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。 (切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和 55 年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸、若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの 間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、組合規則で定める。

**付 則**(昭和57年2月1日条例第1号)

(施行規則)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、昭和56年4月1日から適用する。 (給与の内払)

2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支 払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則**(昭和58年6月2日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例別表の給料表から改正後の条例別表の給料表に切り替えるにあ たつて同じ額の号給があるときは当該号給に、同じ額の号給がないときは、そ の直近上位の額の号給に切り替える。
- 3 前項の規定による直近上位の額の号給に切り替える場合に、他の職員との均 衡上必要があると認めるときは、当該差額に対する割合に応じて次の昇給期間 を延伸する。この場合に延伸する期間が3月に満たないときは3月とし、3月 をこえるときは3月ごとに四捨五入する。

(規則への委任)

4 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則** (昭和 60 年 3 月 15 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支 払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

3 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則**(昭和 61 年 3 月 12 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和 60 年6月1日から適用する。ただし、第7条第1項の改正規定は、昭和 60 年11月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条 例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新条例の規定による 給与の内払とみなす。

(規則への委任)

3 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

**付 則** (昭和 61 年 12 月 6 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (昭和62年3月11日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、昭和61年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支 払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

3 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

**付 則**(昭和63年3月9日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支 払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

3 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

**付 則** (平成元年3月10日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項第2号及び第4号の改正規定、同条第3項の改正規定(「満18歳未満の」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める部分に限る。)、第10条第1項第3号及び第4号の改正規定、同条第3項の改正規定、第22条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 63 年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。
- 3 平成元年4月1日から平成元年12月31日までの間に、改正後の条例第22条第2項及び第23条第2項の規定に基づいて支払われる期末手当及び勤勉手当については、付則第1項ただし書の規定にかかわらず、当該規定中「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額」を「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当並びに住居手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。ただし、この場合の住居手当の月額については、同条例第12条第3項の規定に基づいて定められた額にかかわらず、当該住居手当の額の3分の1の額とする。
- 4 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から、この条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

**付 則**(平成2年3月9日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成元年4月1日から適用する。
  - (羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例の廃止)
- 2 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条

例(平成元年条例第5号)は、廃止する。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例及び廃止前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当 の特別措置に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの 間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

4 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則(平成3年3月8日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成2年4月1日から適用する。ただし、新条例第3条第1項に規定 する別表第1については、平成3年3月31日までの間は付則別表第1による ものとする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

2 新条例第 22 条第 2 項及び第 4 項第 1 号並びに第 23 条第 3 項第 1 号の規定 の適用については、平成 3 年 3 月 31 日までの間、第 22 条第 2 項中「100 分の 160」とあるのは「100 分の 157」と、「100 分の 200」とあるのは「100 分の 203」とし、第 22 条第 4 項第 1 号及び第 23 条第 3 項第 1 号中「5 等級以上」 とあるのは「付則別表第 1 の 3 等級以上」とする。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例の廃止)

3 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例(平成2年条例第5号)及び羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例(平成2年条例第7号)は、廃止する。

(給料表の改正に伴う切替措置)

4 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、付則別表第1 の適用を受けていた職員の新条例第3条第1項別表第1への切替は、その者が 受けていた等級号俸に対応する付則別表第2の新等級号俸欄に定める等級号俸 とする。 (旧号俸を受けていた期間)

5 付則第4項の規定により、切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の新条例第4条第4項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(平成2年4月1日から施行日までの間の異動者の号俸等)

6 平成2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

7 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例及び廃止前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当 の特別措置に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの 間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

### 付則別表第1

### 一般職給料表(1)

(単位:円)

職務の等級	1 等級	2 等級	3等級	4 等級	5 等級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1					
2					
3					
4					110, 600
5				141, 400	114, 100
6				149, 500	117, 700

1				•	
7			209, 100	157, 600	121, 400
8			217, 700	165, 700	125, 300
9			226, 300	173,800	129, 600
10	359,600	264, 900	235,000	181, 900	134, 600
11	371, 200	274, 700	243,700	190, 100	140, 200
12	382,600	284, 700	252,500	198, 400	147, 800
13	394,000	294, 900	261, 400	206,800	155, 500
14	404,600	305, 500	270,800	215, 300	163, 200
15	413, 300	316, 200	279, 300	223, 800	171, 100
16	420, 900	326, 900	288, 700	232, 400	179, 000
17	427, 400	337, 500	298, 000	240,700	186, 500
18	432, 900	348, 000	307, 100	249,000	194, 000
19	436, 900	357, 400	315, 800	257, 200	201, 400
20	440, 400	366, 200	324, 100	264, 900	208, 400
21	443,700	374, 200	332,300	272, 400	
22	447,000	382,000	339, 900	279, 700	
23	449, 900	389, 400	346, 900	286, 900	
24	452,800	396, 100	352,900	294,000	
25	455,600	402, 200	357, 400	300, 200	
26		408, 000	361,700	306, 100	
27		412, 900	365, 700	310,600	
28		417, 700	369, 100	314,600	
29		422, 500	372,600	318, 200	
30		426, 700	375, 700	320, 500	
31		430, 500	378, 900	322, 800	
32		433, 600	381, 700	325,000	

33	436, 400	384, 600	327,000	
34	439, 200	387, 200	328, 800	
35	441,900	389,800	330,600	

## 付則別表第2

### 一般職給料表(1)切替表

1 等級		2 4	2 等級 4 等級		<b>等級</b>	F級 6 等級		7 等級	
旧号俸	新号俸	旧号俸	新号俸				新 6 等 級 号 俸	旧 5 等級 号俸	新 7 等級 号俸
	1			ADA 13 IF	1	100 7 17	1	3 11	3 17
	2				2	5	2	4	
	3		3		3	6	3	5	
	4		4	7	4	7	4	6	4
	5		5	8	5	8	5	7	5
	6	10	6	9	6	9	6	8	6
	7	11	7	10	7	10	7	9	7
	8	12	8	11	8	11	8	10	8
	9	13	9	12	9	12	9	11	9
10	10	14	10	13	10	13	10	12	10
11	11	15	11	14	11	14	11	13	
12	12	16	12	15	12	15	12	14	11
13	13	17	13	16	13	16	13	15	12
14	14	18	14	17	14	17	14	16	13
15	15	19	15	18	15	18	15	17	14
16	16	20	16	19	16	19	16	18	15
17	17	21	17	20	17	20	17	19	16
18	18	22	18	21	18	21	18	20	17

								, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
19		23		22	19	22	19	18
20	19	24	19	23	20	23	20	19
21	20	25	20	24		24	21	20
22	21	26	21	25	21	25	22	21
23	22	27	22	26	22	26	23	22
24	23	28	23	27		27	24	23
25	24		24	28	23	28	25	24
	25	29	25	29	24	29	26	25
		30	26	30	25	30	27	26
			27	31	26	31	28	27
		31	28	32	27	32	29	28
		32	29	33	28	33	30	29
		33		34	29	34	31	30
		34		35	30	35	32	31
		35			31			
					32			
					33			

付 則 (平成4年1月17日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成3年4月1日から適用する。ただし、新条例第2条及び第20条の 2の規定は、平成4年1月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則** (平成5年1月13日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成4年4月1日から適用する。ただし、新条例第3条第1項に規定 する別表第2については、平成5年3月31日までの間は付則別表第1によるも のとする。

(給料表の改正に伴う切替措置)

2 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、付則別表第 1の適用を受けていた職員の新条例第3条第1項別表第2への切替は、その者 が受けていた号俸に対応する付則別表第2の新等級号俸欄に定める等級号俸と する。

(旧号俸を受けていた期間)

3 前項の規定により、切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の新条例第4条第4項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(平成4年4月1日から施行日までの間の異動者の号俸等)

4 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(扶養手当に関する経過措置)

5 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあっては平成4年4月1日において、第3号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者がなく、かつ、改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で新条例第9条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの
- (2) 平成4年4月1日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者
- (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった 者
- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠く に至ったものがある職員であった者
- (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第10条第 1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、 切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配 偶者がある職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号 までの扶養親族がなかったもの
- 6 前項の規定による届出を行った者に対する新条例第10条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は新条例付則第5項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は新条例付則第5項の規定による届出が新条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は新条例付則第5項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「(扶養親族たる子で同項」とあるのは「(扶養親族たる子で同項又は新条例付則第5項」と、「のうち扶養親族たる子で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子で第1項又は新条例付則第5項」とする。

- 7 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する新条例第10条第 2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「新条例の施行の日から30日」とする。
  - (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
  - (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
  - (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第 9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合

(給与の内払)

8 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

### 付則別表第1

### 一般職給料表(2)

(単位:円)

号俸	給料月額	号俸	給料月額
1		25	264, 500
2		26	271,000
3	119, 500	27	276, 700
4	122, 900	28	281,600
5	126, 400	29	286, 300
6	130, 700	30	290, 600
7	136, 000	31	294, 800

8	141, 300 32	298, 700
9	146, 600 33	302, 400
10	151, 900 34	305, 700
11	158, 20035	308, 900
12	165, 300 36	312, 100
13	172,60037	315, 100
14	180, 400 38	318, 100
15	188, 50039	321, 100
16	196, 600 40	324, 100
17	204, 70041	327, 100
18	212, 70042	330, 100
19	220, 70043	332, 900
20	228, 70044	335, 700
21	236, 20045	338, 500
22	243, 70046	341, 200
23	250, 700 47	343, 900
24	257, 600	

### 付則別表第2

## 一般職給料表(2) 切替表

旧号俸	新等級号俸			旧号俸		新等級号係	奉
号俸	等級	号俸	調整月数	号俸	等級	号俸	調整月数
3	3	4			2	1	
4					2	2	
5					2	3	
6	3	5			2	4	
7	3	6			2	5	

		1			1	
8	3	7		2	6	
9	3	8		2	7	
10	3	9		2	8	
11	3	10		2	9	
12	3	11		2	10	
13	3	12		2	11	
14	3	13		2	12	
15	3	14		2	13	
16	3	15		2	14	
17	3	16		2	15	
18	3	17		2	16	
19	3	18	27	2	17	
20	3	19	28	2	18	
21	3	20	29	2	19	
22	3	21	30	2	19	- 3月
23	3	22	31	2	20	
24	3	23	32	2	20	- 3月
25	3	24	33	2	21	
26	3	25	34	2	21	- 3月
	3	26	35	2	22	
	3	27	36	2	22	- 3月
	3	28	37	2	23	
	3	29	38	2	23	- 3月
	3	30	39	2	24	
	3	31	40	2	25	
	3	32	41	2	26	

3	33	42	2	27	
3	34	43	2	28	
3	35	44	2	29	
		45	2	30	
		46	2	31	
		47	2	32	
			2	33	
			2	34	
			2	35	

### 備考

調整月数に掲げる月数は切替時の調整月数を示し、「一」は昇給期間の短縮 月数を示す。

付 則(平成6年1月17日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成5年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

2 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成6年3月31日までの間、 同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の200」とあるの は、「100分の210」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則(平成6年3月14日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正 後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新 条例」という。)第11条第2項の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 新条例第15条、第18条及び第19条の規定並びに付則第12項の規定は、組合 規則で定める日から施行する。

(職務の級への切替え)

3 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が付則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(付則第6項に 規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、 切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)と 同じ号数の号俸とする。
- 5 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初 の新条例第4条第4項及び第6項ただし書の規定の適用については、旧号俸を 受けていた期間を新号俸の受ける期間に通算する。

(一般職給料表(1)1等級適用職員の切替え等)

- 6 切替日の前日において、この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項別表第1一般職給料表(1)1等級の適用を受けている職員が切替日において受けることとなる職務の級、号俸は、付則別表第2の旧号俸欄に掲げる号俸に対応する新号俸欄に定める号俸とする。
- 7 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初 の新条例第4条第4項及び第6項ただし書の規定の適用については、組合規則 で定める。

(扶養手当に関する経過措置)

8 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の条例第9条第 3項第3号の規定の適用を受けていた扶養親族(新条例第9条第3項第3号の 規定の適用を受ける扶養親族を除く。)で、新条例第9条第3項第4号の規定 の適用を受けることとなった扶養親族の扶養手当の額については、同号中「2,000円」とあるのは、平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間は、「5,000円」とし、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間は、「4,000円」とし、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間は、「3,000円」とする。

(調整手当に関する暫定措置)

9 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、新条例第11 条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

(超過勤務手当及び休日給に関する暫定措置)

10 新条例第16条及び第17条第2項の規定の適用については、付則第2項の組合規則で定める日までの間、新条例第16条及び第17条第2項中「給料等の額」とあるのは「給与額」と、「額の合計額」を「額」とする。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

11 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例(昭和46年条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

12 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条 例第5号)の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

(給与の内払)

13 改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

14 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

#### 付則別表第1

職務の級への切替表

給料表	旧等級	職務の級
一般職給料表(1)	1 等級	9 級
	2 等級	7級

	3 等級	6 級
	4 等級	5 級
	5 等級	4 級
	6 等級	3 級
	7 等級	1 級
一般職給料表(2)	1 等級	3 級
	2 等級	2 級
	3 等級	1 級

# 付則別表第2

# 一般職給料表(1)一等級の号俸切替表

1 等級	9 級
旧号俸	新号俸
1	
2	
3	
4	
5	
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9
12	10
13	11
14	12

15	
16	13
17	14
18	
19	15
20	
21	
22	16
23	
24	17
25	
	18
	19
	20
	21
	22
	23
	24
	25

**付 則** (平成6年12月19日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成6年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

2 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成7年3月31日までの間、 同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の190」とあるの は「100分の200」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則**(平成7年12月22日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条に1項を加える改正 規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における 号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 付則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則** (平成8年12月11日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成8年4月1日から適用する。 (最高号俸等の切替え等)

2 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における 号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則** (平成9年12月17日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

2 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における 号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則** (平成10年2月25日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則** (平成10年12月17日条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成10年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

2 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の 最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日におけ る号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、 組合規則で定める。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

**付 則** (平成11年3月31日条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**付 則**(平成12年2月18日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定については、平成12年3月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く)による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。ただし、新条例別表第1の職務の級が7級である者については、平成11年10月1日から適用する。(給与の内払)
- 3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(期末手当の特例措置)

- 4 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成12年3月31日までの間、 同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」とする。
- 5 新条例第22条の規定にかかわらず、基準日が平成12年3月1日の期末手当の額は、同条の規定により算出して得た額から新条例別表第1の職務の級が9級である者については100分の20を、8級及び7級である者については100分の10をそれぞれ減じて得た額とする。

(最高号俸等の切替え等)

6 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の 最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日におけ る号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、 組合規則で定める。

**付 則** (平成13年2月21日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第3項第3号及び第4号並びに第12条第2項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(期末手当の特例措置)

3 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成13年3月31日までの間、 同項中「100分の55」とあるのは「100分の35」とする。

**付 則** (平成14年2月21日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第22条第2項の規定は、平成14年3月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 新条例第22条第2項の規定については、平成14年3月31日までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

**付 則**(平成14年12月20日条例第4号)

(施行日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例第22条第2項の規定については、平成15年3月31日までの間、第 2項中「100分の55」とあるのは「100分の30」とする。

**付 則** (平成15年12月22日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例第22条第2項の規定の適用については、平成16年3月31日までの 間、同項中「100分の30」とあるのは「100分の20」とする。

**付 則** (平成17年2月28日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**付 則**(平成17年12月22日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第 11条、第22条第2項及び第4項、第23条第2項(「調整手当」を「地域手当」 に改める部分に限る。)及び第3項並びに第25条第2項から第4項までの改正 規定は、同年4月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例第22条第2項の規定の適用については、平成18年3月31日までの 間、同項中「100分の30」とあるのは「100分の27」とする。

**付 則** (平成18年12月20日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 この条例による改正後の第22条第2項の規定の適用については、平成19年 3月31日までの間、同条第2項中「3月に支給する場合においては100分の30」 とあるのは「3月に支給する場合においては100分の27」とする。

**付 則** (平成19年3月13日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則** (平成19年12月21日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(最高号俸等を受ける職員の号俸等)

2 平成20年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の 最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日以後における号俸は、 管理者が別に定める。

(職務の級の切替え)

3 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日において改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)別表第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)に応じ、付則別表第1及び付則別表第2の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

4 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日において旧条例別表 第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における号俸(以下「新号俸」 という。)は、付則第2項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日にお いてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じ、付則別表第 1及び付則別表第2の号俸欄に定める号俸とする。

(旧号俸を受けていた期間の通算)

5 前項の規定により切替えられた職員に対する改正後の羽村・瑞穂地区学校給 食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第 4項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間 に通算する。

(期末手当の特例措置)

- 6 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間、 同条第2項中「3月に支給する場合においては100分の30」とあるのは「3月 に支給する場合においては100分の34.3」とする。
  - (羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)
- 7 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例(昭和46年 条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### 付則別表第1

一般職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1	級	2	級	3	級	1	級	5	級	6	級	7	級	8	級	9	級
ТЫ ЛУХ																		
旧号俸	新	号	新	号	新	号	新	号	新	号	新	号	新	号	新	号	新	号
TH 7 IT	級	俸	級	俸	級	俸	級	俸	級	俸	級	俸	級	俸	級	俸	級	俸
1							3	1										
2					2	1	3	5										
3					2	5	3	9	4	1								
4	1	1	1	21	2	9	3	13	4	5								
5	1	5	1	25	2	13	3	17	4	9	5	1						
6	1	9	1	29	2	17	3	21	4	13	5	5	6	1	7	1		
7	1	13	1	33	2	21	3	25	4	17	5	9	6	5	7	5		
8	1	17	1	37	2	25	3	29	4	21	5	13	6	9	7	9		
9			1	41	2	29	3	33	4	25	5	17	6	13	7	13		
10			1	45	2	33	3	37	4	29	5	21	6	17	7	17		
11			1	49	2	37	3	41	4	33	5	25	6	21	7	21		
12			1	53	2	41	3	45	4	37	5	29	6	25	7	25		
13			1	57	2	45	3	49	4	41	5	33	6	29	7	29	8	3

				1	1		I		1		1	1	ı				$\overline{}$
14		1	61	2	49	3	53	4	45	5	37	6	33	7	33	8	7
15		1	65	2	53	3	57	4	49	5	41	6	37	7	37	8	11
16		1	69	2	57	3	61	4	53	5	45	6	41	7	41	8	14
17		1	73	2	61	3	65	4	57	5	49	6	45	7	45	8	17
18		1	77	2	65	3	69	4	61	5	53	6	49	7	49	8	19
19		1	81	2	69	3	73	4	65	5	57	6	53	7	53	8	22
20		1	85	2	73	3	77	4	69	5	61	6	57	7	57	8	24
21		1	89	2	77	3	81	4	73	5	65	6	61	7	61	8	25
22		1	93	2	81	3	85	4	77	5	69	6	65	7	65	8	28
23		1	97	2	85	3	89	4	81	5	73	6	69	7	69	8	29
24		1	101	2	89	3	93	4	85	5	77	6	73	7	73	8	31
25				2	93	3	97	4	89	5	81	6	77	7	77	8	32
26				2	97	3	101	4	93	5	85	6	81				
27				2	101	3	105	4	97	5	89	6	85				
28				2	105	3	109	4	101	5	93	6	89				
29				2	109	3	113	4	105	5	97	6	93				
30				2	113	3	117	4	109	5	101	6	97				
31				2	117			4	113	5	105	6	101				
32				2	121			4	117	5	109						
33								4	121	5	113						
34								4	125	5	117						
35								4	129								
36								4	133								
37								4	137								

## 付則別表第2

一般職給料表(2)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1 3	級	2	級	3	級
旧号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸
1						
2			1	33	2	6
3			1	37	2	10
4	1	13	1	41	2	14
5	1	17	1	45	2	18
6	1	21	1	49	2	22
7	1	24	1	53	2	26
8	1	27	1	57	2	30
9	1	30	1	61	2	34
10	1	34	1	65	2	38
11	1	40	1	69	2	42
12	1	44	1	73	2	46
13	1	48	1	77	2	50
14	1	52	1	81	2	55
15	1	56	1	85	2	59
16	1	60	1	89	2	64
17	1	64	1	93	2	68
18	1	67	1	97	2	74
19	1	71	1	101	2	79
20	1	74	1	106	2	85
21	1	77	1	112	2	92
22	1	81	1	117	2	97
23	1	84	1	125	2	103
24	1	87	1	132	2	108

25	1	90	1	140	2	113
26	1	93	1	146	2	117
27	1	97	1	149	2	121
28	1	100	1	152	2	124
29	1	102	1	156	2	128
30	1	105	1	159	2	131
31	1	107	1	162		
32	1	109				
33	1	111				
34	1	112				
35	1	113				

**付 則** (平成21年2月24日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び 付則第3項から第6項までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 この条例第1条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)第22条第2項の規定の適用については、平成21年3月31日までの間、同項中「100分の30」とあるのは「100分の28」とする。

(職務の級の切替え)

3 第2条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる一般職給料表(1)の適用について、平成21年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、それぞれ同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

4 切替日の前日において、第1条による改正後の条例別表第1に掲げる一般職

給料表(1)及び別表第2に掲げる一般職給料表(2)の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸及びその者が当該号俸を受けていた期間に応じて付則別表第2に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え)

5 切替日の前日において職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた 職員の新号俸は、管理者が別に定める。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

6 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例(昭和46年 条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

#### 付則別表第1 (付則第3項関係)

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
	1 級 2 級	1 級
	3 級	2級
一般職給料表(1)	4 級 5 級	3 級     4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8級	7 級

### 付則別表第2 (付則第4項関係)

一般職給料表(1)の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	7級	8級
1	3月未満	1	21	1	1	1	1	1	1

	<u> </u>								
	3月以上6月未満	2	22	2	2	2	2	2	2
	6月以上9月未満	3	23	3	3	3	3	3	3
	9月以上12月未満	4	24	4	4	4	4	4	4
	12月以上	5	25	5	5	5	5	5	5
	3月未満	2	22	2	2	2	2	2	2
	3月以上6月未満	3	23	3	3	3	3	3	3
2	6月以上9月未満	4	24	4	4	4	4	4	4
	9月以上12月未満	5	25	5	5	5	5	5	5
	12月以上	6	26	6	6	6	6	6	6
	3月未満	3	23	3	3	3	3	3	3
	3月以上6月未満	4	24	4	4	4	4	4	4
3	6月以上9月未満	5	25	5	5	5	5	5	5
	9月以上12月未満	6	26	6	6	6	6	6	6
	12月以上	7	27	7	7	7	7	7	7
	3月未満	4	24	4	4	4	4	4	4
	3月以上6月未満	5	25	5	5	5	5	5	5
4	6月以上9月未満	6	26	6	6	6	6	6	6
	9月以上12月未満	7	27	7	7	7	7	7	7
	12月以上	8	28	8	8	8	8	8	8
	3月未満	5	25	5	5	5	5	5	5
	3月以上6月未満	6	26	6	6	6	6	6	6
5	6月以上9月未満	7	27	7	7	7	7	7	7
	9月以上12月未満	8	28	8	8	8	8	8	8
	12月以上	9	29	9	9	9	9	9	9
	3月未満	6	26	6	6	6	6	6	6
6	3月以上6月未満	7	27	7	7	7	7	7	7

		1							
	6月以上9月未満	8	28	8	8	8	8	8	8
	9月以上12月未満	9	29	9	9	9	9	9	9
	12月以上	10	30	10	10	10	10	10	10
	3月未満	7	27	7	7	7	7	7	7
	3月以上6月未満	8	28	8	8	8	8	8	8
7	6月以上9月未満	9	29	9	9	9	9	9	9
	9月以上12月未満	10	30	10	10	10	10	10	10
	12月以上	11	31	11	11	11	11	11	11
	3月未満	8	28	8	8	8	8	8	8
	3月以上6月未満	9	29	9	9	9	9	9	9
8	6月以上9月未満	10	30	10	10	10	10	10	10
	9月以上12月未満	11	31	11	11	11	11	11	11
	12月以上	12	32	12	12	12	12	12	12
	3月未満	9	29	9	9	9	9	9	9
	3月以上6月未満	10	30	10	10	10	10	10	10
9	6月以上9月未満	11	31	11	11	11	11	11	11
	9月以上12月未満	12	32	12	12	12	12	12	12
	12月以上	13	33	13	13	13	13	13	13
	3月未満	10	30	10	10	10	10	10	10
	3月以上6月未満	11	31	11	11	11	11	11	11
10	6月以上9月未満	12	32	12	12	12	12	12	12
	9月以上12月未満	13	33	13	13	13	13	13	13
	12月以上	14	34	14	14	14	14	14	14
	3月未満	11	31	11	11	11	11	11	11
11	3月以上6月未満	12	32	12	12	12	12	12	12
	6月以上9月未満	13	33	13	13	13	13	13	13

	9月以上12月未満	14	34	14	14	14	14	14	14
	12月以上	15	35	15	15	15	15	15	15
	3月未満	12	32	12	12	12	12	12	12
	3月以上6月未満	13	33	13	13	13	13	13	13
12	6月以上9月未満	14	34	14	14	14	14	14	14
	9月以上12月未満	15	35	15	15	15	15	15	15
	12月以上	16	36	16	16	16	16	16	16
	3月未満	13	33	13	13	13	13	13	13
	3月以上6月未満	14	34	14	14	14	14	14	14
13	6月以上9月未満	15	35	15	15	15	15	15	15
	9月以上12月未満	16	36	16	16	16	16	16	16
	12月以上	17	37	17	17	17	17	17	17
	3月未満	14	34	14	14	14	14	14	14
	3月以上6月未満	15	35	15	15	15	15	15	15
14	6月以上9月未満	16	36	16	16	16	16	16	16
	9月以上12月未満	17	37	17	17	17	17	17	17
	12月以上	18	38	18	18	18	18	18	18
	3月未満	15	35	15	15	15	15	15	15
	3月以上6月未満	16	36	16	16	16	16	16	16
15	6月以上9月未満	17	37	17	17	17	17	17	17
	9月以上12月未満	18	38	18	18	18	18	18	18
	12月以上	19	39	19	19	19	19	19	19
	3月未満	16	36	16	16	16	16	16	16
	3月以上6月未満	17	37	17	17	17	17	17	17
16	6月以上9月未満	18	38	18	18	18	18	18	18
	9月以上12月未満	19	39	19	19	19	19	19	19

					1		,	0	
	12月以上	20	40	20	20	20	20	20	20
	3月未満	17	37	17	17	17	17	17	17
	3月以上6月未満	18	38	18	18	18	18	18	18
17	6月以上9月未満	19	39	19	19	19	19	19	19
	9月以上12月未満	20	40	20	20	20	20	20	20
	12月以上	21	41	21	21	21	21	21	21
	3月未満	18	38	18	18	18	18	18	18
	3月以上6月未満	19	39	19	19	19	19	19	19
18	6月以上9月未満	20	40	20	20	20	20	20	20
	9月以上12月未満	21	41	21	21	21	21	21	21
	12月以上	22	42	22	22	22	22	22	22
	3月未満	19	39	19	19	19	19	19	19
	3月以上6月未満	20	40	20	20	20	20	20	20
19	6月以上9月未満	21	41	21	21	21	21	21	21
	9月以上12月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
	12月以上	23	43	23	23	23	23	23	23
	3月未満	20	40	20	20	20	20	20	20
	3月以上6月未満	21	41	21	21	21	21	21	21
20	6月以上9月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
	9月以上12月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
	12月以上	24	44	24	24	24	24	24	24
	3月未満	21	41	21	21	21	21	21	21
	3月以上6月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
21	6月以上9月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
	9月以上12月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
	12月以上	25	45	25	25	25	25	25	25

				1					
	3月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
	3月以上6月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
22	6月以上9月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
	9月以上12月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
	12月以上	26	46	26	26	26	26	26	26
	3月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
	3月以上6月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
23	6月以上9月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
	9月以上12月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
	12月以上	27	47	27	27	27	27	27	27
	3月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
	3月以上6月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
24	6月以上9月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
	9月以上12月未満	27	47	27	27	27	27	27	27
	12月以上	28	48	28	28	28	28	28	28
	3月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
	3月以上6月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
25	6月以上9月未満	27	47	27	27	27	27	27	27
	9月以上12月未満	28	48	28	28	28	28	28	28
	12月以上	29	49	29	29	29	29	29	29
	3月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
	3月以上6月未満	27	47	27	27	27	27	27	27
26	6月以上9月未満	28	48	28	28	28	28	28	28
	9月以上12月未満	29	49	29	29	29	29	29	29
	12月以上	30	50	30	30	30	30	30	30
27	3月未満	27	47	27	27	27	27	27	27

				1					
	3月以上6月未満	28	48	28	28	28	28	28	28
	6月以上9月未満	29	49	29	29	29	29	29	29
	9月以上12月未満	30	50	30	30	30	30	30	30
	12月以上	31	51	31	31	31	31	31	31
	3月未満	28	48	28	28	28	28	28	28
	3月以上6月未満	29	49	29	29	29	29	29	29
28	6月以上9月未満	30	50	30	30	30	30	30	30
	9月以上12月未満	31	51	31	31	31	31	31	31
	12月以上	32	52	32	32	32	32	32	32
	3月未満	29	49	29	29	29	29	29	29
	3月以上6月未満	30	50	30	30	30	30	30	30
29	6月以上9月未満	31	51	31	31	31	31	31	31
	9月以上12月未満	32	52	32	32	32	32	32	32
	12月以上	33	53	33	33	33	33	33	33
	3月未満	30	50	30	30	30	30	30	30
	3月以上6月未満	31	51	31	31	31	31	31	31
30	6月以上9月未満	32	52	32	32	32	32	32	32
	9月以上12月未満	33	53	33	33	33	33	33	33
	12月以上	34	54	34	34	34	34	34	34
	3月未満	31	51	31	31	31	31	31	31
	3月以上6月未満	32	52	32	32	32	32	32	32
31	6月以上9月未満	33	53	33	33	33	33	33	33
	9月以上12月未満	34	54	34	34	34	34	34	34
	12月以上	35	55	35	35	35	35	35	35
0.0	3月未満	32	52	32	32	32	32	32	32
32	3月以上6月未満	33	53	33	33	33	33	33	33

	T			1					
	6月以上9月未満	34	54	34	34	34	34	34	34
	9月以上12月未満	35	55	35	35	35	35	35	35
	12月以上	36	56	36	36	36	36	36	36
	3月未満	33	53	33	33	33	33	33	33
	3月以上6月未満	34	54	34	34	34	34	34	34
33	6月以上9月未満	35	55	35	35	35	35	35	35
	9月以上12月未満	36	56	36	36	36	36	36	36
	12月以上	37	57	37	37	37	37	37	37
	3月未満	34	54	34	34	34	34	34	34
	3月以上6月未満	35	55	35	35	35	35	35	35
34	6月以上9月未満	36	56	36	36	36	36	36	36
	9月以上12月未満	37	57	37	37	37	37	37	37
	12月以上	38	58	38	38	38	38	38	38
	3月未満	35	55	35	35	35	35	35	35
	3月以上6月未満	36	56	36	36	36	36	36	36
35	6月以上9月未満	37	57	37	37	37	37	37	37
	9月以上12月未満	38	58	38	38	38	38	38	38
	12月以上	39	59	39	39	39	39	39	39
	3月未満	36	56	36	36	36	36	36	36
	3月以上6月未満	37	57	37	37	37	37	37	37
36	6月以上9月未満	38	58	38	38	38	38	38	38
	9月以上12月未満	39	59	39	39	39	39	39	39
	12月以上	40	60	40	40	40	40	40	40
	3月未満	37	57	37	37	37	37	37	37
37	3月以上6月未満	38	58	38	38	38	38	38	38
	6月以上9月未満	39	59	39	39	39	39	39	39

	9月以上12月未満	40	60	40	40	40	40	40	40
	12月以上	41	61	41	41	41	41	41	41
	3月未満	38	58	38	38	38	38	38	38
	3月以上6月未満	39	59	39	39	39	39	39	39
38	6月以上9月未満	40	60	40	40	40	40	40	40
	9月以上12月未満	41	61	41	41	41	41	41	41
	12月以上	42	62	42	42	42	42	42	42
	3月未満	39	59	39	39	39	39	39	39
	3月以上6月未満	40	60	40	40	40	40	40	40
39	6月以上9月未満	41	61	41	41	41	41	41	41
	9月以上12月未満	42	62	42	42	42	42	42	42
	12月以上	43	63	43	43	43	43	43	43
	3月未満	40	60	40	40	40	40	40	40
	3月以上6月未満	41	61	41	41	41	41	41	41
40	6月以上9月未満	42	62	42	42	42	42	42	42
	9月以上12月未満	43	63	43	43	43	43	43	43
	12月以上	44	64	44	44	44	44	44	44
	3月未満	41	61	41	41	41	41	41	41
	3月以上6月未満	42	62	42	42	42	42	42	42
41	6月以上9月未満	43	63	43	43	43	43	43	43
	9月以上12月未満	44	64	44	44	44	44	44	44
	12月以上	45	65	45	45	45	45	45	45
	3月未満	42	62	42	42	42	42	42	42
4.0	3月以上6月未満	43	63	43	43	43	43	43	43
42	6月以上9月未満	44	64	44	44	44	44	44	44
	9月以上12月未満	45	65	45	45	45	45	45	45

				ı	ı				
	12月以上	46	66	46	46	46	46	46	46
	3月未満	43	63	43	43	43	43	43	43
	3月以上6月未満	44	64	44	44	44	44	44	44
43	6月以上9月未満	45	65	45	45	45	45	45	45
	9月以上12月未満	46	66	46	46	46	46	46	46
	12月以上	47	67	47	47	47	47	47	47
	3月未満	44	64	44	44	44	44	44	44
	3月以上6月未満	45	65	45	45	45	45	45	45
44	6月以上9月未満	46	66	46	46	46	46	46	46
	9月以上12月未満	47	67	47	47	47	47	47	47
	12月以上	48	68	48	48	48	48	48	48
	3月未満	45	65	45	45	45	45	45	45
	3月以上6月未満	46	66	46	46	46	46	46	46
45	6月以上9月未満	47	67	47	47	47	47	47	47
	9月以上12月未満	48	68	48	48	48	48	48	48
	12月以上	49	69	49	49	49	49	49	49
	3月未満	46	66	46	46	46	46	46	46
	3月以上6月未満	47	67	47	47	47	47	47	47
46	6月以上9月未満	48	68	48	48	48	48	48	48
	9月以上12月未満	49	69	49	49	49	49	49	49
	12月以上	50	70	50	50	50	50	50	50
	3月未満	47	67	47	47	47	47	47	47
	3月以上6月未満	48	68	48	48	48	48	48	48
47	6月以上9月未満	49	69	49	49	49	49	49	49
	9月以上12月未満	50	70	50	50	50	50	50	50
	12月以上	51	71	51	51	51	51	51	51

				1					
	3月未満	48	68	48	48	48	48	48	48
	3月以上6月未満	49	69	49	49	49	49	49	49
48	6月以上9月未満	50	70	50	50	50	50	50	50
	9月以上12月未満	51	71	51	51	51	51	51	51
	12月以上	52	72	52	52	52	52	52	52
	3月未満	49	69	49	49	49	49	49	49
	3月以上6月未満	50	70	50	50	50	50	50	50
49	6月以上9月未満	51	71	51	51	51	51	51	51
	9月以上12月未満	52	72	52	52	52	52	52	52
	12月以上	53	73	53	53	53	53	53	53
	3月未満	50	70	50	50	50	50	50	50
	3月以上6月未満	51	71	51	51	51	51	51	51
50	6月以上9月未満	52	72	52	52	52	52	52	52
	9月以上12月未満	53	73	53	53	53	53	53	53
	12月以上	54	74	54	54	54	54	54	54
	3月未満	51	71	51	51	51	51	51	51
	3月以上6月未満	52	72	52	52	52	52	52	52
51	6月以上9月未満	53	73	53	53	53	53	53	53
	9月以上12月未満	54	74	54	54	54	54	54	54
	12月以上	55	75	55	55	55	55	55	55
	3月未満	52	72	52	52	52	52	52	52
	3月以上6月未満	53	73	53	53	53	53	53	53
52	6月以上9月未満	54	74	54	54	54	54	54	54
	9月以上12月未満	55	75	55	55	55	55	55	55
	12月以上	56	76	56	56	56	56	56	56
53	3月未満	53	73	53	53	53	53	53	53

	3月以上6月未満	54	74	54	54	54	54	54	54
	6月以上9月未満	55	75	55	55	55	55	55	55
	9月以上12月未満	56	76	56	56	56	56	56	56
	12月以上	57	77	57	57	57	57	57	57
	3月未満	54	74	54	54	54	54	54	54
	3月以上6月未満	55	75	55	55	55	55	55	55
54	6月以上9月未満	56	76	56	56	56	56	56	56
	9月以上12月未満	57	77	57	57	57	57	57	57
	12月以上	58	78	58	58	58	58	58	58
	3月未満	55	75	55	55	55	55	55	55
	3月以上6月未満	56	76	56	56	56	56	56	56
55	6月以上9月未満	57	77	57	57	57	57	57	57
	9月以上12月未満	58	78	58	58	58	58	58	58
	12月以上	59	79	59	59	59	59	59	59
	3月未満	56	76	56	56	56	56	56	56
	3月以上6月未満	57	77	57	57	57	57	57	57
56	6月以上9月未満	58	78	58	58	58	58	58	58
	9月以上12月未満	59	79	59	59	59	59	59	59
	12月以上	60	80	60	60	60	60	60	60
	3月未満	57	77	57	57	57	57	57	57
	3月以上6月未満	58	78	58	58	58	58	58	58
57	6月以上9月未満	59	79	59	59	59	59	59	59
	9月以上12月未満	60	80	60	60	60	60	60	60
	12月以上	61	81	61	61	61	61	61	61
	3月未満	58	78	58	58	58	58	58	58
58	3月以上6月未満	59	79	59	59	59	59	59	59

		, ·			1		,		
	6月以上9月未満	60	80	60	60	60	60	60	60
	9月以上12月未満	61	81	61	61	61	61	61	61
	12月以上	62	82	62	62	62	62	62	62
	3月未満	59	79	59	59	59	59	59	59
	3月以上6月未満	60	80	60	60	60	60	60	60
59	6月以上9月未満	61	81	61	61	61	61	61	61
	9月以上12月未満	62	82	62	62	62	62	62	62
	12月以上	63	83	63	63	63	63	63	63
	3月未満	60	80	60	60	60	60	60	60
	3月以上6月未満	61	81	61	61	61	61	61	61
60	6月以上9月未満	62	82	62	62	62	62	62	62
	9月以上12月未満	63	83	63	63	63	63	63	63
	12月以上	64	84	64	64	64	64	64	64
	3月未満	61	81	61	61	61	61	61	61
	3月以上6月未満	62	82	62	62	62	62	62	62
61	6月以上9月未満	63	83	63	63	63	63	63	63
	9月以上12月未満	64	84	64	64	64	64	64	64
	12月以上	65	85	65	65	65	65	65	65
	3月未満	62	82	62	62	62	62	62	62
	3月以上6月未満	63	83	63	63	63	63	63	63
62	6月以上9月未満	64	84	64	64	64	64	64	64
	9月以上12月未満	65	85	65	65	65	65	65	65
	12月以上	66	86	66	66	66	66	66	66
	3月未満	63	83	63	63	63	63	63	63
63	3月以上6月未満	64	84	64	64	64	64	64	64
	6月以上9月未満	65	85	65	65	65	65	65	65

		, ,			1		,	-	
	9月以上12月未満	66	86	66	66	66	66	66	66
	12月以上	67	87	67	67	67	67	67	67
	3月未満	64	84	64	64	64	64	64	64
	3月以上6月未満	65	85	65	65	65	65	65	65
64	6月以上9月未満	66	86	66	66	66	66	66	66
	9月以上12月未満	67	87	67	67	67	67	67	67
	12月以上	68	88	68	68	68	68	68	68
	3月未満	65	85	65	65	65	65	65	65
	3月以上6月未満	66	86	66	66	66	66	66	66
65	6月以上9月未満	67	87	67	67	67	67	67	67
	9月以上12月未満	68	88	68	68	68	68	68	68
	12月以上	69	89	69	69	69	69	69	69
	3月未満	66	86	66	66	66	66	66	66
	3月以上6月未満	67	87	67	67	67	67	67	67
66	6月以上9月未満	68	88	68	68	68	68	68	68
	9月以上12月未満	69	89	69	69	69	69	69	69
	12月以上	70	90	70	70	70	70	70	70
	3月未満	67	87	67	67	67	67	67	67
	3月以上6月未満	68	88	68	68	68	68	68	68
67	6月以上9月未満	69	89	69	69	69	69	69	69
	9月以上12月未満	70	90	70	70	70	70	70	70
	12月以上	71	91	71	71	71	71	71	71
	3月未満	68	88	68	68	68	68	68	68
	3月以上6月未満	69	89	69	69	69	69	69	69
68	6月以上9月未満	70	90	70	70	70	70	70	70
	9月以上12月未満	71	91	71	71	71	71	71	71

					1		,	-	
	12月以上	72	92	72	72	72	72	72	72
	3月未満	69	89	69	69	69	69	69	69
	3月以上6月未満	70	90	70	70	70	70	70	70
69	6月以上9月未満	71	91	71	71	71	71	71	71
	9月以上12月未満	72	92	72	72	72	72	72	72
	12月以上	73	93	73	73	73	73	73	73
	3月未満	69	90	70	70	70	70	70	70
	3月以上6月未満	70	91	71	71	71	71	71	71
70	6月以上9月未満	71	92	72	72	72	72	72	72
	9月以上12月未満	72	93	73	73	73	73	73	73
	12月以上	73	94	74	74	74	74	74	73
	3月未満	70	91	71	71	71	71	71	71
	3月以上6月未満	71	92	72	72	72	72	72	72
71	6月以上9月未満	72	93	73	73	73	73	73	73
	9月以上12月未満	73	94	74	74	74	74	74	73
	12月以上	74	95	75	75	75	75	75	73
	3月未満	70	92	72	72	72	72	72	72
	3月以上6月未満	71	93	73	73	73	73	73	73
72	6月以上9月未満	72	94	74	74	74	74	74	73
	9月以上12月未満	73	95	75	75	75	75	75	73
	12月以上	74	96	76	76	76	76	76	73
	3月未満	71	93	73	73	73	73	73	73
	3月以上6月未満	72	94	74	74	74	74	74	73
73	6月以上9月未満	73	95	75	75	75	75	75	73
	9月以上12月未満	74	96	76	76	76	76	76	73
	12月以上	75	97	77	77	77	77	77	73

	3月未満	71	94	74	74	74	74	74	
	3月以上6月未満	72	95	75	75	75	75	75	
74	6月以上9月未満	73	96	76	76	76	76	76	
	9月以上12月未満	74	97	77	77	77	77	77	
	12月以上	75	98	78	78	78	78	78	
	3月未満	72	95	75	75	75	75	75	
	3月以上6月未満	73	96	76	76	76	76	76	
75	6月以上9月未満	74	97	77	77	77	77	77	
	9月以上12月未満	75	98	78	78	78	78	78	
	12月以上	76	99	79	79	79	79	79	
	3月未満	72	96	76	76	76	76	76	
	3月以上6月未満	73	97	77	77	77	77	77	
76	6月以上9月未満	74	98	78	78	78	78	78	
	9月以上12月未満	75	99	79	79	79	79	79	
	12月以上	76	100	80	80	80	80	80	
	3月未満	73	97	77	77	77	77	77	
	3月以上6月未満	74	98	78	78	78	78	78	
77	6月以上9月未満	75	99	79	79	79	79	79	
	9月以上12月未満	76	100	80	80	80	80	80	
	12月以上	77	101	81	81	81	81	81	
	3月未満	74	98	78	78	78	78	78	
	3月以上6月未満	75	99	79	79	79	79	79	
78	6月以上9月未満	76	100	80	80	80	80	80	
	9月以上12月未満	77	101	81	81	81	81	81	
	12月以上	78	102	82	82	82	82	82	
79	3月未満	75	99	79	79	79	79	79	

						-1			
	3月以上6月未満	76	100	80	80	80	80	80	
	6月以上9月未満	77	101	81	81	81	81	81	
	9月以上12月未満	78	102	82	82	82	82	82	
	12月以上	79	103	83	83	83	83	83	
	3月未満	76	100	80	80	80	80	80	
	3月以上6月未満	77	101	81	81	81	81	81	
80	6月以上9月未満	78	102	82	82	82	82	82	
	9月以上12月未満	79	103	83	83	83	83	83	
	12月以上	80	104	84	84	84	84	84	
	3月未満	77	101	81	81	81	81	81	
	3月以上6月未満	78	102	82	82	82	82	82	
81	6月以上9月未満	79	103	83	83	83	83	83	
	9月以上12月未満	80	104	84	84	84	84	84	
	12月以上	81	105	85	85	85	85	85	
	3月未満	78	102	82	82	82	82	82	
	3月以上6月未満	79	103	83	83	83	83	83	
82	6月以上9月未満	80	104	84	84	84	84	84	
	9月以上12月未満	81	105	85	85	85	85	85	
	12月以上	82	106	86	86	86	86	85	
	3月未満	79	103	83	83	83	83	83	
	3月以上6月未満	80	104	84	84	84	84	84	
83	6月以上9月未満	81	105	85	85	85	85	85	
	9月以上12月未満	82	106	86	86	86	86	85	
	12月以上	83	107	87	87	87	87	85	
0.4	3月未満	80	104	84	84	84	84	84	
84	3月以上6月未満	81	105	85	85	85	85	85	

	<u></u>								
	6月以上9月未満	82	106	86	86	86	86	85	
	9月以上12月未満	83	107	87	87	87	87	85	
	12月以上	84	108	88	88	88	88	85	
	3月未満	81	105	85	85	85	85	85	
	3月以上6月未満	82	106	86	86	86	86	85	
85	6月以上9月未満	83	107	87	87	87	87	85	
	9月以上12月未満	84	108	88	88	88	88	85	
	12月以上	85	109	89	89	89	89	85	
	3月未満	82	106	86	86	86	86		
	3月以上6月未満	83	107	87	87	87	87		
86	6月以上9月未満	84	108	88	88	88	88		
	9月以上12月未満	85	109	89	89	89	89		
	12月以上	86	110	90	90	90	90		
	3月未満	83	107	87	87	87	87		
	3月以上6月未満	84	108	88	88	88	88		
87	6月以上9月未満	85	109	89	89	89	89		
	9月以上12月未満	86	110	90	90	90	90		
	12月以上	84     108     88     88     88     88       85     109     89     89     89     89       86     110     90     90     90     90       83     107     87     87     87     87       84     108     88     88     88     88       85     109     89     89     89     89							
	3月未満	84	108	88	88	88	88		
	3月以上6月未満	85	109	89	89	89	89		
88	6月以上9月未満	86	110	90	90	90	90		
	9月以上12月未満	87	111	91	91	91	91		
	12月以上	88	112	92	92	92	92		
	3月未満	85	109	89	89	89	89		
89	3月以上6月未満	86	110	90	90	90	90		
	6月以上9月未満	87	111	91	91	91	91		

	9月以上12月未満	88	112	92	92	92	92	
	12月以上	89	113	93	93	93	93	
	3月未満	85	110	90	90	90	90	
	3月以上6月未満	86	111	91	91	91	91	
90	6月以上9月未満	87	112	92	92	92	92	
	9月以上12月未満	88	113	93	93	93	93	
	12月以上	89	114	94	94	94	94	
	3月未満	86	111	91	91	91	91	
	3月以上6月未満	87	112	92	92	92	92	
91	6月以上9月未満	88	113	93	93	93	93	
	9月以上12月未満	89	114	94	94	94	94	
	12月以上	90	115	95	95	95	95	
	3月未満	86	112	92	92	92	92	
	3月以上6月未満	87	113	93	93	93	93	
92	6月以上9月未満	88	114	94	94	94	94	
	9月以上12月未満	89	115	95	95	95	95	
	12月以上	90	116	96	96	96	96	
	3月未満	87	113	93	93	93	93	
	3月以上6月未満	88	114	94	94	94	94	
93	6月以上9月未満	89	115	95	95	95	95	
	9月以上12月未満	90	116	96	96	96	96	
	12月以上	91	117	97	97	97	97	
	3月未満	87	114	94	94	94	94	
94	3月以上6月未満	88	115	95	95	95	95	
34	6月以上9月未満	89	116	96	96	96	96	
	9月以上12月未満	90	117	97	97	97	97	

	T		1	1	ı		ı	ı
	12月以上	91	118	98	98	98	98	
	3月未満	88	115	95	95	95	95	
	3月以上6月未満	89	116	96	96	96	96	
95	6月以上9月未満	90	117	97	97	97	97	
	9月以上12月未満	91	118	98	98	98	98	
	12月以上	92	119	99	99	99	99	
	3月未満	88	116	96	96	96	96	
	3月以上6月未満	89	117	97	97	97	97	
96	6月以上9月未満	90	118	98	98	98	98	
	9月以上12月未満	91	119	99	99	99	99	
	12月以上	92	120	100	100	100	100	
	3月未満	89	117	97	97	97	97	
	3月以上6月未満	90	118	98	98	98	98	
97	6月以上9月未満	91	119	99	99	99	99	
	9月以上12月未満	92	120	100	100	100	100	
	12月以上	93	121	101	101	101	101	
	3月未満	90	118	98	98	98	98	
	3月以上6月未満	91	119	99	99	99	99	
98	6月以上9月未満	92	120	100	100	100	100	
	9月以上12月未満	93	121	101	101	101	101	
	12月以上	94	122	102	102	102	102	
	3月未満	91	119	99	99	99	99	
	3月以上6月未満	92	120	100	100	100	100	
99	6月以上9月未満	93	121	101	101	101	101	
	9月以上12月未満	94	122	102	102	102	102	
	12月以上	95	123	103	103	103	103	

	3月未満	92	120	100	100	100	100	
	3月以上6月未満	93	121	101	101	101	101	
100	6月以上9月未満	94	122	102	102	102	102	
	9月以上12月未満	95	123	103	103	103	103	
	12月以上	96	124	104	104	104	104	
	3月未満	93	121	101	101	101	101	
	3月以上6月未満	94	122	102	102	102	102	
101	6月以上9月未満	95	123	103	103	103	103	
	9月以上12月未満	96	124	104	104	104	104	
	12月以上	97	125	105	105	105	105	
	3月未満		122	102	102	102	102	
	3月以上6月未満		123	103	103	103	103	
102	6月以上9月未満		124	104	104	104	104	
	9月以上12月未満		125	105	105	105	105	
	12月以上		126	106	106	106	106	
	3月未満		123	103	103	103	103	
	3月以上6月未満		124	104	104	104	104	
103	6月以上9月未満		125	105	105	105	105	
	9月以上12月未満		126	106	106	106	106	
	12月以上		127	107	107	107	107	
	3月未満		124	104	104	104	104	
	3月以上6月未満		125	105	105	105	105	
104	6月以上9月未満		126	106	106	106	106	
	9月以上12月未満		127	107	107	107	107	
	12月以上		128	108	108	108	108	
105	3月未満		125	105	105	105	105	

						-	
	3月以上6月未満	126	106	106	106	106	
	6月以上9月未満	127	107	107	107	107	
	9月以上12月未満	128	108	108	108	108	
	12月以上	129	109	109	109	109	
	3月未満	126	106	106	106	106	
	3月以上6月未満	127	107	107	107	107	
106	6月以上9月未満	128	108	108	108	108	
	9月以上12月未満	129	109	109	109	109	
	12月以上	130	110	110	110	109	
	3月未満	127	107	107	107	107	
	3月以上6月未満	128	108	108	108	108	
107	6月以上9月未満	129	109	109	109	109	
	9月以上12月未満	130	110	110	110	109	
	12月以上	131	111	111	111	109	
	3月未満	128	108	108	108	108	
	3月以上6月未満	129	109	109	109	109	
108	6月以上9月未満	130	110	110	110	109	
	9月以上12月未満	131	111	111	111	109	
	12月以上	132	112	112	112	109	
	3月未満	129	109	109	109	109	
	3月以上6月未満	130	110	110	110	109	
109	6月以上9月未満	131	111	111	111	109	
109	9月以上12月未満	132	112	112	112	109	
	12月以上	133	113	113	113	109	
1.0	3月未満	130	110	110	110		
110	3月以上6月未満	131	111	111	111		

			-	1		
	6月以上9月未満	132	112	112	112	
	9月以上12月未満	133	113	113	113	
	12月以上	134	114	114	114	
	3月未満	131	111	111	111	
	3月以上6月未満	132	112	112	112	
111	6月以上9月未満	133	113	113	113	
	9月以上12月未満	134	114	114	114	
	12月以上	135	115	115	115	
	3月未満	132	112	112	112	
	3月以上6月未満	133	113	113	113	
112	6月以上9月未満	134	114	114	114	
	9月以上12月未満	135	115	115	115	
	12月以上	136	116	116	116	
	3月未満	133	113	113	113	
	3月以上6月未満	134	114	114	114	
113	6月以上9月未満	135	115	115	115	
	9月以上12月未満	136	116	116	116	
	12月以上	137	117	117	117	
	3月未満	134	114	114	114	
	3月以上6月未満	135	115	115	115	
114	6月以上9月未満	136	116	116	116	
	9月以上12月未満	137	117	117	117	
	12月以上	138	118	118	118	
	3月未満	135	115	115	115	
115	3月以上6月未満	136	116	116	116	
	6月以上9月未満	137	117	117	117	

		1	1	1		1	
	9月以上12月未満	138	118	118	118		
	12月以上	139	119	119	119		
	3月未満	136	116	116	116		
	3月以上6月未満	137	117	117	117		
116	6月以上9月未満	138	118	118	118		
	9月以上12月未満	139	119	119	119		
	12月以上	140	120	120	120		
	3月未満	137	117	117	117		
	3月以上6月未満	137	118	118	118		
117	6月以上9月未満	137	119	119	119		
	9月以上12月未満	137	120	120	120		
	12月以上	137	121	121	121		
	3月未満	138	118	118	118		
	3月以上6月未満	139	119	119	119		
118	6月以上9月未満	140	120	120	120		
	9月以上12月未満	141	121	121	121		
	12月以上	142	122	122	122		
	3月未満	139	119	119	119		
	3月以上6月未満	140	120	120	120		
119	6月以上9月未満	141	121	121	121		
	9月以上12月未満	142	123	123	123		
	12月以上	143	124	124	124		
	3月未満	140	120	120	120		
100	3月以上6月未満	141	121	121	121		
120	6月以上9月未満	142	122	122	122		
	9月以上12月未満	143	123	123	123		

	12月以上	144	124	124	124	
	3月未満	141	121	121	121	
	3月以上6月未満	142	122	122	122	
121	6月以上9月未満	143	123	123	123	
	9月以上12月未満	144	124	124	124	
	12月以上	145	125	125	125	
	3月未満	142	122	122	122	
	3月以上6月未満	143	123	123	123	
122	6月以上9月未満	144	124	124	124	
	9月以上12月未満	145	125	125	125	
	12月以上	146	126	126	125	
	3月未満	143	123	123	123	
	3月以上6月未満	144	124	124	124	
123	6月以上9月未満	145	125	125	125	
	9月以上12月未満	146	126	126	125	
	12月以上	147	127	127	125	
	3月未満	144	124	124	124	
	3月以上6月未満	145	125	125	125	
124	6月以上9月未満	146	126	126	125	
	9月以上12月未満	147	127	127	125	
	12月以上	148	128	128	125	
	3月未満	145	125	125	125	
125	3月以上6月未満	146	126	126	125	
	6月以上9月未満	147	127	127	125	
	9月以上12月未満	148	128	128	125	
	12月以上	149	129	129	125	

	3月未満	146	126	126		
	3月以上6月未満	147	127	127		
126	6月以上9月未満	148	128	128		
	9月以上12月未満	149	129	129		
	12月以上	150	130	130		
	3月未満	147	127	127		
	3月以上6月未満	148	128	128		
127	6月以上9月未満	149	129	129		
	9月以上12月未満	150	129	130		
	12月以上	151	129	131		
	3月未満	148	128	128		
	3月以上6月未満	149	129	129		
128	6月以上9月未満	150	129	130		
	9月以上12月未満	151	129	131		
	12月以上	152	129	132		
	3月未満	149	129	129		
	3月以上6月未満	150	129	130		
129	6月以上9月未満	151	129	131		
	9月以上12月未満	152	129	132		
	12月以上	153	129	133		
	3月未満	150		130		
	3月以上6月未満	151		131		
130	6月以上9月未満	152		132		
	9月以上12月未満	153		133		
	12月以上	153		134		
131	3月未満	151		131		

				1	
	3月以上6月未満	152	132		
	6月以上9月未満	153	133		
	9月以上12月未満	153	134		
	12月以上	153	135		
	3月未満	152	132		
	3月以上6月未満	153	133		
132	6月以上9月未満	153	134		
	9月以上12月未満	153	135		
	12月以上	153	136		
	3月未満	153	133		
	3月以上6月未満	153	134		
133	6月以上9月未満	153	135		
	9月以上12月未満	153	136		
	12月以上	153	137		
	3月未満		134		
	3月以上6月未満		135		
134	6月以上9月未満		136		
	9月以上12月未満		137		
	12月以上		138		
	3月未満		135		
	3月以上6月未満		136		
135	6月以上9月未満		137		
	9月以上12月未満		138		
	12月以上		139		
100	3月未満		136		
136	3月以上6月未満		137		

	6月以上9月未満	138	
	9月以上12月未満	139	
	12月以上	140	
	3月未満	137	
	3月以上6月未満	138	
137	6月以上9月未満	139	
	9月以上12月未満	140	
	12月以上	141	
	3月未満	138	
	3月以上6月未満	139	
138	6月以上9月未満	140	
	9月以上12月未満	141	
	12月以上	141	
	3月未満	139	
	3月以上6月未満	140	
139	6月以上9月未満	141	
	9月以上12月未満	141	
	12月以上	141	
	3月未満	140	
	3月以上6月未満	141	
140	6月以上9月未満	141	
	9月以上12月未満	141	
	12月以上	141	
	3月未満	141	
141	3月以上6月未満	141	
	6月以上9月未満	141	

9月以上12月未満		141		
12月以上		141		

## 一般職給料表(2)の適用を受ける職員の号俸の切替表

	旧級		_
旧号俸	経過期間	1 級	2 級
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	2
1	6月以上9月未満	3	3
	9月以上12月未満	4	4
	12月以上	5	5
	3月未満	2	2
	3月以上6月未満	3	3
2	6月以上9月未満	4	4
	9月以上12月未満	5	5
	12月以上	6	6
	3月未満	3	3
	3月以上6月未満	4	4
3	6月以上9月未満	5	5
	9月以上12月未満	6	6
	12月以上	7	7
	3月未満	4	4
	3月以上6月未満	5	5
4	6月以上9月未満	6	6
	9月以上12月未満	7	7
	12月以上	8	8
5	3月未満	5	5

	T		
	3月以上6月未満	6	6
	6月以上9月未満	7	7
	9月以上12月未満	8	8
	12月以上	9	9
	3月未満	6	6
	3月以上6月未満	7	7
6	6月以上9月未満	8	8
	9月以上12月未満	9	9
	12月以上	10	10
	3月未満	7	7
	3月以上6月未満	8	8
7	6月以上9月未満	9	9
	9月以上12月未満	10	10
	12月以上	11	11
	3月未満	8	8
	3月以上6月未満	9	9
8	6月以上9月未満	10	10
	9月以上12月未満	11	11
	12月以上	12	12
	3月未満	9	9
	3月以上6月未満	10	10
9	6月以上9月未満	11	11
	9月以上12月未満	12	12
	12月以上	13	13
10	3月未満	10	10
10	3月以上6月未満	11	11

	T	1	
	6月以上9月未満	12	12
	9月以上12月未満	13	13
	12月以上	14	14
	3月未満	11	11
	3月以上6月未満	12	12
11	6月以上9月未満	13	13
	9月以上12月未満	14	14
	12月以上	15	15
	3月未満	12	12
	3月以上6月未満	13	13
12	6月以上9月未満	14	14
	9月以上12月未満	15	15
	12月以上	16	16
	3月未満	13	13
	3月以上6月未満	14	14
13	6月以上9月未満	15	15
	9月以上12月未満	16	16
	12月以上	17	17
	3月未満	14	14
	3月以上6月未満	15	15
14	6月以上9月未満	16	16
	9月以上12月未満	17	17
	12月以上	18	18
	3月未満	15	15
15	3月以上6月未満	16	16
	6月以上9月未満	17	17

	1 1	ı	
	9月以上12月未満	18	18
	12月以上	19	19
	3月未満	16	16
	3月以上6月未満	17	17
16	6月以上9月未満	18	18
	9月以上12月未満	19	19
	12月以上	20	20
	3月未満	17	17
	3月以上6月未満	18	18
17	6月以上9月未満	19	19
	9月以上12月未満	20	20
	12月以上	21	21
	3月未満	18	18
	3月以上6月未満	19	19
18	6月以上9月未満	20	20
	9月以上12月未満	21	21
	12月以上	22	22
	3月未満	19	19
	3月以上6月未満	20	20
19	6月以上9月未満	21	21
	9月以上12月未満	22	22
	12月以上	23	23
	3月未満	20	20
0 -	3月以上6月未満	21	21
20	6月以上9月未満	22	22
	9月以上12月未満	23	23

	12月以上	24	24
	3月未満	21	21
	3月以上6月未満	22	22
21	6月以上9月未満	23	23
	9月以上12月未満	24	24
	12月以上	25	25
	3月未満	22	22
	3月以上6月未満	23	23
22	6月以上9月未満	24	24
	9月以上12月未満	25	25
	12月以上	26	26
	3月未満	23	23
	3月以上6月未満	24	24
23	6月以上9月未満	25	25
	9月以上12月未満	26	26
	12月以上	27	27
	3月未満	24	24
	3月以上6月未満	25	25
24	6月以上9月未満	26	26
	9月以上12月未満	27	27
	12月以上	28	28
	3月未満	25	25
	3月以上6月未満	26	26
25	6月以上9月未満	27	27
	9月以上12月未満	28	28
	12月以上	29	29

		1	T :
	3月未満	26	26
	3月以上6月未満	27	27
26	6月以上9月未満	28	28
	9月以上12月未満	29	29
	12月以上	30	30
	3月未満	27	27
	3月以上6月未満	28	28
27	6月以上9月未満	29	29
	9月以上12月未満	30	30
	12月以上	31	31
	3月未満	28	28
	3月以上6月未満	29	29
28	6月以上9月未満	30	30
	9月以上12月未満	31	31
	12月以上	32	32
	3月未満	29	29
	3月以上6月未満	30	30
29	6月以上9月未満	31	31
	9月以上12月未満	32	32
	12月以上	33	33
	3月未満	30	30
	3月以上6月未満	31	31
30	6月以上9月未満	32	32
	9月以上12月未満	33	33
	12月以上	34	34
31	3月未満	31	31

		T	
	3月以上6月未満	32	32
	6月以上9月未満	33	33
	9月以上12月未満	34	34
	12月以上	35	35
	3月未満	32	32
	3月以上6月未満	33	33
32	6月以上9月未満	34	34
	9月以上12月未満	35	35
	12月以上	36	36
	3月未満	33	33
	3月以上6月未満	34	34
33	6月以上9月未満	35	35
	9月以上12月未満	36	36
	12月以上	37	37
	3月未満	34	34
	3月以上6月未満	35	35
34	6月以上9月未満	36	36
	9月以上12月未満	37	37
	12月以上	38	38
	3月未満	35	35
	3月以上6月未満	36	36
35	6月以上9月未満	37	37
	9月以上12月未満	38	38
	12月以上	39	39
2.5	3月未満	36	36
36	3月以上6月未満	37	37

	6月以上9月未満	38	38
	9月以上12月未満	39	39
	12月以上	40	40
	3月未満	37	37
	3月以上6月未満	38	38
37	6月以上9月未満	39	39
	9月以上12月未満	40	40
	12月以上	41	41
	3月未満	38	38
	3月以上6月未満	39	39
38	6月以上9月未満	40	40
	9月以上12月未満	41	41
	12月以上	42	42
	3月未満	39	39
	3月以上6月未満	40	40
39	6月以上9月未満	41	41
	9月以上12月未満	42	42
	12月以上	43	43
	3月未満	40	40
	3月以上6月未満	41	41
40	6月以上9月未満	42	42
	9月以上12月未満	43	43
	12月以上	44	44
	3月未満	41	41
41	3月以上6月未満	42	42
	6月以上9月未満	43	43

		ı	
	9月以上12月未満	44	44
	12月以上	45	45
	3月未満	42	42
	3月以上6月未満	43	43
42	6月以上9月未満	44	44
	9月以上12月未満	45	45
	12月以上	46	46
	3月未満	43	43
	3月以上6月未満	44	44
43	6月以上9月未満	45	45
	9月以上12月未満	46	46
	12月以上	47	47
	3月未満	44	44
	3月以上6月未満	45	45
44	6月以上9月未満	46	46
	9月以上12月未満	47	47
	12月以上	48	48
	3月未満	45	45
	3月以上6月未満	46	46
45	6月以上9月未満	47	47
	9月以上12月未満	48	48
	12月以上	49	49
	3月未満	46	46
46	3月以上6月未満	47	47
	6月以上9月未満	48	48
	9月以上12月未満	49	49

	1	T	
	12月以上	50	50
	3月未満	47	47
	3月以上6月未満	48	48
47	6月以上9月未満	49	49
	9月以上12月未満	50	50
	12月以上	51	51
	3月未満	48	48
	3月以上6月未満	49	49
48	6月以上9月未満	50	50
	9月以上12月未満	51	51
	12月以上	52	52
	3月未満	49	49
	3月以上6月未満	50	50
49	6月以上9月未満	51	51
	9月以上12月未満	52	52
	12月以上	53	53
	3月未満	50	50
	3月以上6月未満	51	51
50	6月以上9月未満	52	52
	9月以上12月未満	53	53
	12月以上	54	54
51	3月未満	51	51
	3月以上6月未満	52	52
	6月以上9月未満	53	53
	9月以上12月未満	54	54
	12月以上	55	55

	3月未満	52	52
	3月以上6月未満	53	53
52	6月以上9月未満	54	54
	9月以上12月未満	55	55
	12月以上	56	56
	3月未満	53	53
	3月以上6月未満	54	54
53	6月以上9月未満	55	55
	9月以上12月未満	56	56
	12月以上	57	57
	3月未満	54	54
	3月以上6月未満	55	55
54	6月以上9月未満	56	56
	9月以上12月未満	57	57
	12月以上	58	58
	3月未満	55	55
	3月以上6月未満	56	56
55	6月以上9月未満	57	57
	9月以上12月未満	58	58
	12月以上	59	59
	3月未満	56	56
	3月以上6月未満	57	57
56	6月以上9月未満	58	58
	9月以上12月未満	59	59
	12月以上	60	60
57	3月未満	57	57

	3月以上6月未満	58	58
	6月以上9月未満	59	59
	9月以上12月未満	60	60
	12月以上	61	61
	3月未満	58	58
	3月以上6月未満	59	59
58	6月以上9月未満	60	60
	9月以上12月未満	61	61
	12月以上	62	62
	3月未満	59	59
	3月以上6月未満	60	60
59	6月以上9月未満	61	61
	9月以上12月未満	62	62
	12月以上	63	63
	3月未満	60	60
	3月以上6月未満	61	61
60	6月以上9月未満	62	62
	9月以上12月未満	63	63
	12月以上	64	64
	3月未満	61	61
	3月以上6月未満	62	62
61	6月以上9月未満	63	63
	9月以上12月未満	64	64
	12月以上	65	65
6.0	3月未満	62	62
62	3月以上6月未満	63	63

	6月以上9月未満	64	64
	9月以上12月未満	65	65
	12月以上	66	66
	3月未満	63	63
	3月以上6月未満	64	64
63	6月以上9月未満	65	65
	9月以上12月未満	66	66
	12月以上	67	67
	3月未満	64	64
	3月以上6月未満	65	65
64	6月以上9月未満	66	66
	9月以上12月未満	67	67
	12月以上	68	68
	3月未満	65	65
	3月以上6月未満	66	66
65	6月以上9月未満	67	67
	9月以上12月未満	68	68
	12月以上	69	69
	3月未満	66	66
	3月以上6月未満	67	67
66	6月以上9月未満	68	68
	9月以上12月未満	69	69
	12月以上	70	70
	3月未満	67	67
67	3月以上6月未満	68	68
	6月以上9月未満	69	69

	9月以上12月未満	70	70
	12月以上	71	71
	3月未満	68	68
	3月以上6月未満	69	69
68	6月以上9月未満	70	70
	9月以上12月未満	71	71
	12月以上	72	72
	3月未満	69	69
	3月以上6月未満	70	70
69	6月以上9月未満	71	71
	9月以上12月未満	72	72
	12月以上	73	73
	3月未満	70	70
	3月以上6月未満	71	71
70	6月以上9月未満	72	72
	9月以上12月未満	73	73
	12月以上	74	74
	3月未満	71	71
	3月以上6月未満	72	72
71	6月以上9月未満	73	73
	9月以上12月未満	74	74
	12月以上	75	75
	3月未満	72	72
72	3月以上6月未満	73	73
	6月以上9月未満	74	74
	9月以上12月未満	75	75

		1	
	12月以上	76	76
	3月未満	73	73
	3月以上6月未満	74	74
73	6月以上9月未満	75	75
	9月以上12月未満	76	76
	12月以上	77	77
	3月未満	74	74
	3月以上6月未満	75	75
74	6月以上9月未満	76	76
	9月以上12月未満	77	77
	12月以上	78	78
	3月未満	75	75
	3月以上6月未満	76	76
75	6月以上9月未満	77	77
	9月以上12月未満	78	78
	12月以上	79	79
	3月未満	76	76
	3月以上6月未満	77	77
76	6月以上9月未満	78	78
	9月以上12月未満	79	79
	12月以上	80	80
	3月未満	77	77
	3月以上6月未満	78	78
77	6月以上9月未満	79	79
	9月以上12月未満	80	80
	12月以上	81	81

		1	
	3月未満	78	78
	3月以上6月未満	79	79
78	6月以上9月未満	80	80
	9月以上12月未満	81	81
	12月以上	82	82
	3月未満	79	79
	3月以上6月未満	80	80
79	6月以上9月未満	81	81
	9月以上12月未満	82	82
	12月以上	83	83
	3月未満	80	80
	3月以上6月未満	81	81
80	6月以上9月未満	82	82
	9月以上12月未満	83	83
	12月以上	84	84
	3月未満	81	81
	3月以上6月未満	82	82
81	6月以上9月未満	83	83
	9月以上12月未満	84	84
	12月以上	85	85
	3月未満	82	82
	3月以上6月未満	83	83
82	6月以上9月未満	84	84
	9月以上12月未満	85	85
	12月以上	86	86
83	3月未満	83	83

	3月以上6月未満	84	84
	6月以上9月未満	85	85
	9月以上12月未満	86	86
	12月以上	87	87
	3月未満	84	84
	3月以上6月未満	85	85
84	6月以上9月未満	86	86
	9月以上12月未満	87	87
	12月以上	88	88
	3月未満	85	85
	3月以上6月未満	86	86
85	6月以上9月未満	87	87
	9月以上12月未満	88	88
	12月以上	89	89
	3月未満	86	86
	3月以上6月未満	87	87
86	6月以上9月未満	88	88
	9月以上12月未満	89	89
	12月以上	90	90
	3月未満	87	87
	3月以上6月未満	88	88
87	6月以上9月未満	89	89
	9月以上12月未満	90	90
	12月以上	91	91
	3月未満	88	88
88	3月以上6月未満	89	89

		ı	
	6月以上9月未満	90	90
	9月以上12月未満	91	91
	12月以上	92	92
	3月未満	89	89
	3月以上6月未満	90	90
89	6月以上9月未満	91	91
	9月以上12月未満	92	92
	12月以上	93	93
	3月未満	90	90
	3月以上6月未満	91	91
90	6月以上9月未満	92	92
	9月以上12月未満	93	93
	12月以上	94	94
	3月未満	91	91
	3月以上6月未満	92	92
91	6月以上9月未満	93	93
	9月以上12月未満	94	94
	12月以上	95	95
	3月未満	92	92
	3月以上6月未満	93	93
92	6月以上9月未満	94	94
	9月以上12月未満	95	95
	12月以上	96	96
	3月未満	93	93
93	3月以上6月未満	94	94
	6月以上9月未満	95	95

	9月以上12月未満	96	96
	12月以上	97	97
	3月未満	94	94
	3月以上6月未満	95	95
94	6月以上9月未満	96	96
	9月以上12月未満	97	97
	12月以上	98	98
	3月未満	95	95
	3月以上6月未満	96	96
95	6月以上9月未満	97	97
	9月以上12月未満	98	98
	12月以上	99	99
	3月未満	96	96
	3月以上6月未満	97	97
96	6月以上9月未満	98	98
	9月以上12月未満	99	99
	12月以上	100	100
	3月未満	97	97
	3月以上6月未満	98	98
97	6月以上9月未満	99	99
	9月以上12月未満	100	100
	12月以上	101	101
	3月未満	98	98
2.5	3月以上6月未満	99	99
98	6月以上9月未満	100	100
	9月以上12月未満	101	101

	12月以上	102	102
	3月未満	99	99
	3月以上6月未満	100	100
99	6月以上9月未満	101	101
	9月以上12月未満	102	102
	12月以上	103	103
	3月未満	100	100
	3月以上6月未満	101	101
100	6月以上9月未満	102	102
	9月以上12月未満	103	103
	12月以上	104	104
	3月未満	101	101
	3月以上6月未満	102	102
101	6月以上9月未満	103	103
	9月以上12月未満	104	104
	12月以上	105	105
	3月未満	102	102
	3月以上6月未満	103	103
102	6月以上9月未満	104	104
	9月以上12月未満	105	105
	12月以上	106	106
	3月未満	103	103
	3月以上6月未満	104	104
103	6月以上9月未満	105	105
	9月以上12月未満	106	106
	12月以上	107	107

	1	
3月未満	104	104
3月以上6月未満	105	105
6月以上9月未満	106	106
9月以上12月未満	107	107
12月以上	108	108
3月未満	105	105
3月以上6月未満	106	106
6月以上9月未満	107	107
9月以上12月未満	108	108
12月以上	109	109
3月未満	106	106
3月以上6月未満	107	107
6月以上9月未満	108	108
9月以上12月未満	109	109
12月以上	110	110
3月未満	107	107
3月以上6月未満	108	108
6月以上9月未満	109	109
9月以上12月未満	110	110
12月以上	111	111
3月未満	108	108
3月以上6月未満	109	109
6月以上9月未満	110	110
9月以上12月未満	111	111
12月以上	112	112
3月未満	109	109
	3月以上6月未満 6月以上9月未満 12月以上 3月未満 3月以上6月未満 6月以上9月未満 9月以上12月未満 12月以上 3月未満 6月以上9月未満 9月以上12月未満 12月以上 3月未満 9月以上12月未満 12月以上 3月未満 9月以上12月未満 12月以上 3月未満 6月以上9月未満 9月以上12月未満 9月以上12月未満 9月以上12月未満	3月以上6月未満       105         6月以上9月未満       106         9月以上12月未満       107         12月以上       108         3月未満       105         3月以上6月未満       106         6月以上9月未満       109         3月未満       106         3月以上6月未満       107         6月以上9月未満       108         9月以上12月未満       109         12月以上       110         3月未満       107         3月以上6月未満       108         6月以上9月未満       109         9月以上12月未満       110         12月以上       111         3月未満       108         3月以上6月未満       109         6月以上9月未満       109         6月以上9月未満       109         6月以上12月未満       110         9月以上12月未満       110         9月以上12月未満       110         9月以上12月未満       110         9月以上12月未満       110

	3月以上6月未満	110	110
	6月以上9月未満	111	111
	9月以上12月未満	112	112
	12月以上	113	113
	3月未満	110	110
	3月以上6月未満	111	111
110	6月以上9月未満	112	112
	9月以上12月未満	113	113
	12月以上	114	114
	3月未満	111	111
	3月以上6月未満	112	112
111	6月以上9月未満	113	113
	9月以上12月未満	114	114
	12月以上	115	115
	3月未満	112	112
	3月以上6月未満	113	113
112	6月以上9月未満	114	114
	9月以上12月未満	115	115
	12月以上	116	116
	3月未満	113	113
	3月以上6月未満	114	114
113	6月以上9月未満	115	115
	9月以上12月未満	116	116
	12月以上	117	117
44.	3月未満	114	114
114	3月以上6月未満	115	115

	6月以上9月未満	116	116
	9月以上12月未満	117	117
	12月以上	118	118
	3月未満	115	115
	3月以上6月未満	116	116
115	6月以上9月未満	117	117
	9月以上12月未満	118	118
	12月以上	119	119
	3月未満	116	116
	3月以上6月未満	117	117
116	6月以上9月未満	118	118
	9月以上12月未満	119	119
	12月以上	120	120
	3月未満	117	117
	3月以上6月未満	118	118
117	6月以上9月未満	119	119
	9月以上12月未満	120	120
	12月以上	121	121
	3月未満	118	118
	3月以上6月未満	119	119
118	6月以上9月未満	120	120
	9月以上12月未満	121	121
	12月以上	122	122
	3月未満	119	119
119	3月以上6月未満	120	120
	6月以上9月未満	121	121

	9月以上12月未満	123	123
	12月以上	124	124
	3月未満	120	120
	3月以上6月未満	121	121
120	6月以上9月未満	122	122
	9月以上12月未満	123	123
	12月以上	124	124
	3月未満	121	121
	3月以上6月未満	122	122
121	6月以上9月未満	123	123
	9月以上12月未満	124	124
	12月以上	125	125
	3月未満	122	122
	3月以上6月未満	123	123
122	6月以上9月未満	124	124
	9月以上12月未満	125	125
	12月以上	126	126
	3月未満	123	123
	3月以上6月未満	124	124
123	6月以上9月未満	125	125
	9月以上12月未満	126	126
	12月以上	127	127
	3月未満	124	124
124	3月以上6月未満	125	125
	6月以上9月未満	126	126
	9月以上12月未満	127	127

	T	1	
	12月以上	128	128
	3月未満	125	125
	3月以上6月未満	126	126
125	6月以上9月未満	127	127
	9月以上12月未満	128	128
	12月以上	129	129
	3月未満	126	126
	3月以上6月未満	127	127
126	6月以上9月未満	128	128
	9月以上12月未満	129	129
	12月以上	130	130
	3月未満	127	127
	3月以上6月未満	128	128
127	6月以上9月未満	129	129
	9月以上12月未満	130	130
	12月以上	131	131
	3月未満	128	128
	3月以上6月未満	129	129
128	6月以上9月未満	130	130
	9月以上12月未満	131	131
	12月以上	132	132
	3月未満	129	129
	3月以上6月未満	130	130
129	6月以上9月未満	131	131
	9月以上12月未満	132	132
	12月以上	133	133

	1	T	
	3月未満	130	130
	3月以上6月未満	131	131
130	6月以上9月未満	132	132
	9月以上12月未満	133	133
	12月以上	134	134
	3月未満	131	131
	3月以上6月未満	132	132
131	6月以上9月未満	133	133
	9月以上12月未満	134	134
	12月以上	135	135
	3月未満	132	132
	3月以上6月未満	133	133
132	6月以上9月未満	134	134
	9月以上12月未満	135	135
	12月以上	136	136
	3月未満	133	133
	3月以上6月未満	134	134
133	6月以上9月未満	135	135
	9月以上12月未満	136	136
	12月以上	137	137
	3月未満	134	134
	3月以上6月未満	135	135
134	6月以上9月未満	136	136
	9月以上12月未満	137	137
	12月以上	138	137
135	3月未満	135	135

	3月以上6月未満	136	136
	6月以上9月未満	137	137
	9月以上12月未満	138	137
	12月以上	139	137
	3月未満	136	136
	3月以上6月未満	137	137
136	6月以上9月未満	138	137
	9月以上12月未満	139	137
	12月以上	140	137
	3月未満	137	137
	3月以上6月未満	138	137
137	6月以上9月未満	139	137
	9月以上12月未満	140	137
	12月以上	141	137
	3月未満	138	
	3月以上6月未満	139	
138	6月以上9月未満	140	
	9月以上12月未満	141	
	12月以上	142	
	3月未満	139	
	3月以上6月未満	140	
139	6月以上9月未満	141	
	9月以上12月未満	142	
	12月以上	143	
140	3月未満	140	
140	3月以上6月未満	141	

6月以上9月未満 142	
9月以上12月未満 143	
12月以上 144	
3月未満 141	
3月以上6月未満 142	
141 6月以上9月未満 143	
9月以上12月未満 144	
12月以上 145	
3月未満 142	
3月以上6月未満 143	
142 6月以上9月未満 144	
9月以上12月未満 145	
12月以上 146	
3月未満 143	
3月以上6月未満 144	
143 6月以上9月未満 145	
9月以上12月未満 146	
12月以上 147	
3月未満 144	
3月以上6月未満 145	
144 6月以上9月未満 146	
9月以上12月未満 147	
12月以上 148	
3月未満 145	
145 3月以上6月未満 146	
6月以上9月未満 147	

		I I
	9月以上12月未満	148
	12月以上	149
	3月未満	146
	3月以上6月未満	147
146	6月以上9月未満	148
	9月以上12月未満	149
	12月以上	150
	3月未満	147
	3月以上6月未満	148
147	6月以上9月未満	149
	9月以上12月未満	150
	12月以上	151
	3月未満	148
	3月以上6月未満	149
148	6月以上9月未満	150
	9月以上12月未満	151
	12月以上	152
	3月未満	149
	3月以上6月未満	150
149	6月以上9月未満	151
	9月以上12月未満	152
	12月以上	153
	3月未満	150
150	3月以上6月未満	151
150	6月以上9月未満	152
	9月以上12月未満	153

		T
	12月以上	154
151	3月未満	151
	3月以上6月未満	152
	6月以上9月未満	153
	9月以上12月未満	154
	12月以上	155
152	3月未満	152
	3月以上6月未満	153
	6月以上9月未満	154
	9月以上12月未満	155
	12月以上	156
153	3月未満	153
	3月以上6月未満	154
	6月以上9月未満	155
	9月以上12月未満	156
	12月以上	157
154	3月未満	154
	3月以上6月未満	155
	6月以上9月未満	156
	9月以上12月未満	157
	12月以上	158
155	3月未満	155
	3月以上6月未満	156
	6月以上9月未満	157
	9月以上12月未満	158
	12月以上	159

		T T
	3月未満	156
	3月以上6月未満	157
156	6月以上9月未満	158
	9月以上12月未満	159
	12月以上	160
	3月未満	157
	3月以上6月未満	158
157	6月以上9月未満	159
	9月以上12月未満	160
	12月以上	161
	3月未満	158
	3月以上6月未満	159
158	6月以上9月未満	160
	9月以上12月未満	161
	12月以上	162
	3月未満	159
	3月以上6月未満	160
159	6月以上9月未満	161
	9月以上12月未満	162
	12月以上	163
160	3月未満	160
	3月以上6月未満	161
	6月以上9月未満	162
	9月以上12月未満	163
	12月以上	164
161	3月未満	161

r			
	3月以上6月未満	162	
	6月以上9月未満	163	
	9月以上12月未満	164	
	12月以上	165	
	3月未満	162	
	3月以上6月未満	163	
162	6月以上9月未満	164	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	
	3月未満	163	
	3月以上6月未満	164	
163	6月以上9月未満	165	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	
	3月未満	164	
	3月以上6月未満	165	
164	6月以上9月未満	165	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	
	3月未満	165	
	3月以上6月未満	165	
165	6月以上9月未満	165	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	
7 L Hal			

**付 則**(平成21年5月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成22年2月23日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び 付則第4項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(地域手当に関する暫定措置)

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の17」とあるのは「100分の14.5」とする。

(期末手当の特例措置)

3 新条例第22条第2項及び第4項の規定の適用については、平成22年3月31 日までの間、同条第2項中「100分の30」とあるのは「100分の15」と、同条 第4項中「100分の15」とあるのは「100分の10」とする。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに臨時職員に支給された給与は、新条例第 27条第1項の規定に基づき支給された給与とみなす。

**付 則** (平成22年12月1日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成22年12月28日条例第5号)

改正 平成23年12月27日条例第3号

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(地域手当に関する暫定措置)

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定の適用については、 当分の間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の12.5」とする。

(期末手当の特例措置)

3 新条例第22条第2項及び第4項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間、同条第2項中「100分の30」とあるのは「100分の10」と、同条第4項中「100分の15」とあるのは「100分の5」とする。

**付 則**(平成23年7月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成23年12月27日条例第3号)

(施行期日)

- この条例は、平成24年1月1日から施行する。
   (号俸の切替え)
- 2 平成24年1月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって、第1条の規定による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例別表第2に掲げる一般職給料表(2)の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者の属する職務の級及びその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて付則別表に定める号俸とする。

## 付則別表 (付則第2項関係)

一般職給料表(2)の適用を受ける職員の号俸の切替表

	1 級	2 級
旧号俸	新号俸	新号俸
1	9	1
2	10	1
3	11	1
4	12	1
5	13	1
6	14	1
7	15	1
8	15	1
9	16	1
10	17	1
11	18	1
12	18	1

	1	1
13	19	1
14	20	1
15	20	1
16	21	1
17	22	1
18	23	2
19	24	3
20	25	4
21	26	5
22	27	6
23	28	7
24	29	9
25	30	10
26	31	11
27	32	12
28	33	14
29	35	15
30	36	16
31	37	17
32	38	18
33	39	19
34	40	21
35	41	22
36	42	23
37	43	24
38	45	25
აგ	45	<u> </u>

	T	<u> </u>
39	46	26
40	47	27
41	48	28
42	50	30
43	51	31
44	52	32
45	53	33
46	54	35
47	55	36
48	56	37
49	57	39
50	58	40
51	59	41
52	61	43
53	62	45
54	63	46
55	64	48
56	65	50
57	66	51
58	68	53
59	69	55
60	70	56
61	71	58
62	72	60
63	73	62
64	74	65

65	76	67
66	77	69
67	78	72
68	79	75
69	80	78
70	81	80
71	83	83
72	84	86
73	85	90
74	86	93
75	87	96
76	88	100
77	90	103
78	91	106
79	92	110
80	93	114
81	94	116
82	95	120
83	96	123
84	97	126
85	99	129
86	100	131
87	101	134
88	102	137
89	104	139
90	105	142

91	107	145
92	108	147
93	110	149
94	112	152
95	114	154
96	116	156
97	118	159
98	121	161
99	125	163
100	128	166
101	132	167
102	136	169
103	140	171
104	144	173
105	148	175
106	152	176
107	156	178
108	160	179
109	164	180
110	168	182
111	171	183
112	175	185
113	178	186
114	181	188
115	185	189
116	188	191

191	192
193	194
196	196
198	197
200	199
202	200
204	202
206	204
207	205
210	206
211	208
213	209
214	211
216	212
218	214
219	215
221	216
223	218
224	219
226	220
228	222
229	
231	
233	
234	
236	
	196 198 200 202 204 206 207 210 211 213 214 216 218 219 221 223 224 226 228 229 231 233 234

	7	
143	237	
144	239	
145	241	
146	242	
147	244	
148	246	
149	247	
150	249	
151	251	
152	252	
153	254	
154	255	
155	257	
156	259	
157	260	
158	262	
159	263	
160	265	
161	266	
162	267	
163	269	
164	270	
165	272	

**付 則**(平成24年12月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、付則第2項の規定

については、平成25年4月1日から施行する。

(地域手当に関する暫定措置)

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定の適用については、 当分の間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の12」とする。

(期末手当の特例措置)

3 新条例第22条第2項及び第4項の規定の適用については、平成25年3月31日までの間、同条第2項中「100分の30」とあるのは「100分の26」と、同条第4項中「100分の15」とあるのは、「100分の11.6」とする。

**付 則** (平成25年3月25日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (特定の職務の級の切替え)

2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第 1に掲げる一般職給料表(1)の職員への適用について、平成25年4月1日 (以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の級(以下 「旧級」という。)が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員(以 下「特定職員」という。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。) は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 特定職員(次項に規定する特定職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級及び切替日の前日において、その者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて付則別表第2に定める号俸とする。
- 4 特定職員のうち切替日の前日において改正前の職員の給与に関する条例別表 第1に掲げる一般職給料表(1)の7級の適用を受けていた特定職員の新号俸は、 管理者が定める。

(給料の切替に伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額(切替日の翌日以降に受けている号俸が変わる場合は、当該変更が生じた日の前日に受けていた給料月額とこの項に規定する差額に相当する額との合計額)

に達しないこととなる特定職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額 (切替日の翌日以降に受けている号俸が変わる場合には、当該変更が生じた日 の前日に受けていた差額に相当する額を限度とした額)を給料として支給する。

6 前項の規定による給料を支給される特定職員に関する改正後の条例第17条 第5項及び第18条第4項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、 「給料月額と羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例(平成25年条例第1号)付則第5項の規定による差額に相 当する額との合計額」とする。

## (委任)

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 付則別表第1 (付則第2項関係)

#### 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
一般職給料表(1)	5 級 6 級	5 級
	7級	6 級

# 付則別表第2 (付則第3項関係)

一般職給料表(1)の適用を受ける特定職員の号俸の切替表

旧号俸	5 級	6 級
1	1	21
2	1	22
3	1	23
4	2	24
5	3	25
6	4	26

5	27
6	28
7	29
8	30
9	31
10	32
11	33
12	33
13	34
14	35
15	36
16	37
17	38
18	40
19	41
20	42
21	43
22	44
23	45
24	47
25	48
26	49
27	50
28	51
29	52
30	53
	6 7 8 9 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

		T .
33	31	55
34	31	56
35	32	57
36	32	58
37	33	59
38	33	60
39	34	61
40	34	63
41	35	64
42	36	66
43	37	67
44	39	69
45	40	71
46	42	73
47	43	74
48	44	76
49	45	78
50	45	79
51	46	81
52	46	82
53	47	83
54	48	84
55	49	85
56	50	86
57	51	87
58	52	88
i		ı

52	89
53	90
54	91
54	92
55	93
55	94
56	95
56	96
56	97
56	97
57	97
57	97
58	97
58	97
59	97
59	97
60	97
60	97
61	97
61	97
61	97
61	97
62	97
62	97
63	97
64	97
	53         54         55         55         56         56         56         56         56         57         57         58         59         59         60         61         61         62         62         63

64	97
64	
65	
66	
67	
67	
69	
69	
71	
71	
71	
72	
72	
74	
74	
74	
76	
76	
77	
77	
79	
80	
80	
81	
82	
	64 65 66 67 67 69 69 71 71 71 71 72 72 72 74 74 74 76 76 76 77 77 79 80 80 80

**付** 則 (平成25年12月26日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 平成26年4月1日
  - (2) 付則第3項の規定 平成27年4月1日

(地域手当に関する暫定措置)

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定の適用については、 平成27年3月31日までの間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の11」 とする。
- 3 新条例第11条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の 18」とあるのは、「100分の10」とする。

**付 則** (平成27年2月24日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成 26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

**付 則** (平成27年3月31日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって、同日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)別表第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)に応じ、付則別表第1及び付則別表第2の新級欄に定める職務の級と

する。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日において旧条例別表 第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における号俸は、旧級及び切 替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応 じ、付則別表第1及び付則別表第2の号俸欄に定める号俸とする。

# 付則別表第1 (付則第2項及び第3項関係)

一般職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級
旧号俸	新級	号俸										
1	1	1	2	2	3	1	3	18	4	3	5	1
2	1	2	2	3	3	2	3	19	4	4	5	2
3	1	3	2	4	3	3	3	20	4	5	5	3
4	1	4	2	5	3	4	3	21	4	6	5	4
5	1	5	2	6	3	5	3	22	4	7		
6	1	6	2	7	3	6	3	23	4	8		
7	1	7	2	8	3	7	3	24	4	9		
8	1	8	2	9	3	8	3	25	4	10		
9	1	9	2	11	3	9	3	25	4	11		
10	1	10	2	12	3	10	3	26	4	12		
11	1	11	2	12	3	11	3	27	4	13		
12	1	12	2	13	3	12	3	28	4	14		
13	1	13	2	15	3	13	3	29	4	15		
14	1	14	2	16	3	14	3	30	4	16		
15	1	15	2	17	3	15	3	31	4	17		
16	1	16	2	18	3	16	3	32	4	18		

17	1	17	2	19	3	17	3	33	4	19	
18	1	18	2	20	3	18	3	34	4	20	
19	1	19	2	21	3	19	3	35	4	21	
20	1	20	2	22	3	20	3	36	4	22	
21	1	21	2	23	3	21	3	37	4	23	
22	1	22	2	24	3	22	3	38	4	24	
23	1	23	2	25	3	23	3	39	4	25	
24	1	24	2	26	3	24	3	40	4	26	
25	1	25	2	27	3	25	3	41	4	27	
26	1	26	2	28	3	26	3	42	4	28	
27	1	27	2	29	3	27	3	43	4	29	
28	1	28	2	30	3	27	3	44	4	30	
29	1	29	2	31	3	28	3	45	4	31	
30	1	30	2	32	3	29	3	46	4	32	
31	1	31	2	33	3	30	3	47	4	33	
32	1	32	2	34	3	31	3	48	4	34	
33	1	33	2	35	3	32	3	49	4	35	
34	1	34	2	36	3	33	3	49	4	36	
35	1	35	2	37	3	34	3	50	4	37	
36	1	36	2	38	3	35	3	51	4	38	
37	1	37	2	39	3	36	3	52	4	39	
38	1	38	2	40	3	37	3	53	4	40	
39	1	39	2	41	3	38	3	54	4	41	
40	1	40	2	42	3	39	3	55	4	42	
41	1	41	2	43	3	40	3	56	4	43	
42	1	42	2	44	3	41	3	57	4	44	

	•							1			
43	1	43	2	45	3	42	3	58	4	45	
44	1	44	2	46	3	43	3	59	4	46	
45	1	45	2	47	3	44	3	60	4	47	
46	1	46	2	48	3	44	3	61	4	48	
47	1	48	2	49	3	45	3	62	4	49	
48	1	49	2	50	3	46	3	63	4	50	
49	1	50	2	51	3	47	3	64	4	52	
50	1	51	2	52	3	48	3	66	4	53	
51	1	52	2	53	3	49	3	67	4	54	
52	1	53	2	54	3	49	3	68	4	55	
53	1	54	2	55	3	50	3	70	4	56	
54	1	55	2	56	3	51	3	72	4	57	
55	1	56	2	58	3	52	3	74	4	58	
56	1	57	2	59	3	53	3	77	4	59	
57	1	58	2	60	3	53	3	79	4	61	
58	1	59	2	61	3	54	3	81	4	62	
59	1	60	2	62	3	55	3	84	4	64	
60	1	61	2	63	3	56	3	86	4	66	
61	1	62	2	64	3	57	3	88	4	69	
62	1	64	2	65	3	58	3	90	4	71	
63	1	65	2	66	3	59	3	93	4	73	
64	1	66	2	67	3	60	3	96	4	74	
65	1	67	2	68	3	60	3	98	4	75	
66	1	68	2	69	3	61	3	101	4	77	
67	1	69	2	70	3	62	3	103	4	78	
68	1	70	2	71	3	63	3	106	4	79	

								1			
1	71	2	72	3	64	3	108	4	80		
1	72	2	73	3	65	3	110	4	81		
1	73	2	74	3	66	3	113	4	82		
1	74	2	75	3	66	3	115	4	84		
1	75	2	77	3	67	3	117	4	85		
1	76	2	78	3	68	3	119	4	86		
1	77	2	79	3	69	3	121	4	87		
1	78	2	80	3	70	3	123	4	88		
1	80	2	82	3	71	3	124	4	89		
1	81	2	83	3	72	3	126	4	91		
1	82	2	84	3	73	3	127	4	92		
1	83	2	86	3	74	3	129	4	93		
1	84	2	87	3	75	3	130	4	94		
1	85	2	89	3	76	3	131	4	96		
1	86	2	91		77	3		4	97		
					79						
					81						
									97		
	92	2	101	3	83	3	139	4	97		
	93	2	103	3	84	3			97		
1	94	2	104	3	85	3			97		
1	95	2	105	3	86	3			97		
	96	2	107	3	87	3			97		
	97		108						97		
1	98	2	109	3	89	3					
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 72 1 73 1 74 1 75 1 76 1 77 1 78 1 80 1 81 1 82 1 83 1 84 1 85 1 86 1 87 1 88 1 89 1 90 1 92 1 93 1 94 1 95 1 96 1 97	1       72       2         1       73       2         1       74       2         1       75       2         1       76       2         1       77       2         1       78       2         1       80       2         1       81       2         1       83       2         1       84       2         1       85       2         1       86       2         1       88       2         1       89       2         1       90       2         1       92       2         1       93       2         1       94       2         1       96       2         1       97       2	1       72       2       73         1       73       2       74         1       74       2       75         1       75       2       77         1       76       2       78         1       77       2       79         1       78       2       80         1       80       2       82         1       81       2       83         1       82       2       84         1       83       2       86         1       84       2       87         1       85       2       89         1       86       2       91         1       87       2       93         1       88       2       95         1       90       2       99         1       92       2       101         1       93       2       103         1       94       2       104         1       95       2       105         1       96       2       107         1       97       2	1       72       2       73       3         1       73       2       74       3         1       74       2       75       3         1       75       2       77       3         1       76       2       78       3         1       77       2       79       3         1       78       2       80       3         1       80       2       82       3         1       81       2       83       3         1       82       2       84       3         1       83       2       86       3         1       84       2       87       3         1       85       2       89       3         1       86       2       91       3         1       86       2       91       3         1       89       2       97       3         1       90       2       99       3         1       92       2       101       3         1       94       2       104       3 <td< td=""><td>1       72       2       73       3       65         1       73       2       74       3       66         1       74       2       75       3       66         1       75       2       77       3       67         1       76       2       78       3       68         1       77       2       79       3       69         1       78       2       80       3       70         1       80       2       82       3       71         1       81       2       83       3       72         1       82       2       84       3       73         1       83       2       86       3       74         1       84       2       87       3       75         1       85       2       89       3       76         1       86       2       91       3       77         1       87       2       93       3       78         1       89       2       97       3       81         1       92</td><td>1       72       2       73       3       65       3         1       73       2       74       3       66       3         1       74       2       75       3       66       3         1       75       2       77       3       67       3         1       76       2       78       3       68       3         1       77       2       79       3       69       3         1       78       2       80       3       70       3         1       80       2       82       3       71       3         1       81       2       83       3       72       3         1       82       2       84       3       73       3         1       82       2       84       3       73       3         1       84       2       87       3       75       3         1       85       2       89       3       76       3         1       86       2       91       3       77       3         1       89       2</td><td>1       72       2       73       3       65       3       110         1       73       2       74       3       66       3       113         1       74       2       75       3       66       3       115         1       75       2       77       3       67       3       117         1       76       2       78       3       68       3       119         1       77       2       79       3       69       3       121         1       78       2       80       3       70       3       123         1       80       2       82       3       71       3       124         1       81       2       82       3       71       3       124         1       81       2       82       3       71       3       124         1       82       2       84       3       73       3       126         1       84       2       87       3       75       3       130         1       85       2       89       3       76</td><td>1       72       2       73       3       65       3       110       4         1       73       2       74       3       66       3       113       4         1       74       2       75       3       66       3       115       4         1       75       2       77       3       67       3       117       4         1       76       2       78       3       68       3       119       4         1       76       2       78       3       68       3       119       4         1       77       2       79       3       69       3       121       4         1       78       2       80       3       70       3       123       4         1       80       2       82       3       71       3       124       4         1       81       2       83       3       72       3       126       4         1       82       2       84       3       73       3       129       4         1       84       2       87       <t< td=""><td>1       72       2       73       3       65       3       110       4       81         1       73       2       74       3       66       3       113       4       82         1       74       2       75       3       66       3       115       4       84         1       75       2       77       3       67       3       117       4       85         1       76       2       78       3       68       3       119       4       86         1       77       2       79       3       69       3       121       4       87         1       78       2       80       3       70       3       123       4       88         1       80       2       82       3       71       3       124       4       89         1       81       2       83       3       72       3       126       4       91         1       82       2       84       3       73       3       127       4       92         1       83       2       86</td><td>1       72       2       73       3       65       3       110       4       81         1       73       2       74       3       66       3       113       4       82         1       74       2       75       3       66       3       115       4       84         1       75       2       77       3       67       3       117       4       85         1       76       2       78       3       68       3       119       4       86         1       77       2       79       3       69       3       121       4       87         1       78       2       80       3       70       3       123       4       88         1       80       2       82       3       71       3       124       4       89         1       81       2       83       3       72       3       126       4       91         1       82       2       84       3       73       3       127       4       92         1       83       2       86</td></t<></td></td<>	1       72       2       73       3       65         1       73       2       74       3       66         1       74       2       75       3       66         1       75       2       77       3       67         1       76       2       78       3       68         1       77       2       79       3       69         1       78       2       80       3       70         1       80       2       82       3       71         1       81       2       83       3       72         1       82       2       84       3       73         1       83       2       86       3       74         1       84       2       87       3       75         1       85       2       89       3       76         1       86       2       91       3       77         1       87       2       93       3       78         1       89       2       97       3       81         1       92	1       72       2       73       3       65       3         1       73       2       74       3       66       3         1       74       2       75       3       66       3         1       75       2       77       3       67       3         1       76       2       78       3       68       3         1       77       2       79       3       69       3         1       78       2       80       3       70       3         1       80       2       82       3       71       3         1       81       2       83       3       72       3         1       82       2       84       3       73       3         1       82       2       84       3       73       3         1       84       2       87       3       75       3         1       85       2       89       3       76       3         1       86       2       91       3       77       3         1       89       2	1       72       2       73       3       65       3       110         1       73       2       74       3       66       3       113         1       74       2       75       3       66       3       115         1       75       2       77       3       67       3       117         1       76       2       78       3       68       3       119         1       77       2       79       3       69       3       121         1       78       2       80       3       70       3       123         1       80       2       82       3       71       3       124         1       81       2       82       3       71       3       124         1       81       2       82       3       71       3       124         1       82       2       84       3       73       3       126         1       84       2       87       3       75       3       130         1       85       2       89       3       76	1       72       2       73       3       65       3       110       4         1       73       2       74       3       66       3       113       4         1       74       2       75       3       66       3       115       4         1       75       2       77       3       67       3       117       4         1       76       2       78       3       68       3       119       4         1       76       2       78       3       68       3       119       4         1       77       2       79       3       69       3       121       4         1       78       2       80       3       70       3       123       4         1       80       2       82       3       71       3       124       4         1       81       2       83       3       72       3       126       4         1       82       2       84       3       73       3       129       4         1       84       2       87 <t< td=""><td>1       72       2       73       3       65       3       110       4       81         1       73       2       74       3       66       3       113       4       82         1       74       2       75       3       66       3       115       4       84         1       75       2       77       3       67       3       117       4       85         1       76       2       78       3       68       3       119       4       86         1       77       2       79       3       69       3       121       4       87         1       78       2       80       3       70       3       123       4       88         1       80       2       82       3       71       3       124       4       89         1       81       2       83       3       72       3       126       4       91         1       82       2       84       3       73       3       127       4       92         1       83       2       86</td><td>1       72       2       73       3       65       3       110       4       81         1       73       2       74       3       66       3       113       4       82         1       74       2       75       3       66       3       115       4       84         1       75       2       77       3       67       3       117       4       85         1       76       2       78       3       68       3       119       4       86         1       77       2       79       3       69       3       121       4       87         1       78       2       80       3       70       3       123       4       88         1       80       2       82       3       71       3       124       4       89         1       81       2       83       3       72       3       126       4       91         1       82       2       84       3       73       3       127       4       92         1       83       2       86</td></t<>	1       72       2       73       3       65       3       110       4       81         1       73       2       74       3       66       3       113       4       82         1       74       2       75       3       66       3       115       4       84         1       75       2       77       3       67       3       117       4       85         1       76       2       78       3       68       3       119       4       86         1       77       2       79       3       69       3       121       4       87         1       78       2       80       3       70       3       123       4       88         1       80       2       82       3       71       3       124       4       89         1       81       2       83       3       72       3       126       4       91         1       82       2       84       3       73       3       127       4       92         1       83       2       86	1       72       2       73       3       65       3       110       4       81         1       73       2       74       3       66       3       113       4       82         1       74       2       75       3       66       3       115       4       84         1       75       2       77       3       67       3       117       4       85         1       76       2       78       3       68       3       119       4       86         1       77       2       79       3       69       3       121       4       87         1       78       2       80       3       70       3       123       4       88         1       80       2       82       3       71       3       124       4       89         1       81       2       83       3       72       3       126       4       91         1       82       2       84       3       73       3       127       4       92         1       83       2       86

95         1         100         2         111         3         90         3         141         4         97           96         1         101         2         112         3         91         3         141         4         97	
96 1 101 2 112 3 91 3 141 4 97	
97   1   102   2   114   3   92   3   141   4   97	
98 1 103 2 115 3 93 3 141	
99 1 104 2 116 3 94 3 141	
100 1 106 2 117 3 95 3 141	
101 1 107 2 118 3 96 3 141	
102 1 109 2 119 3 97 3 141	
103 1 111 2 121 3 98 3 141	
104 1 113 2 122 3 99 3 141	
105 1 115 2 123 3 100 3 141	
106 1 118 2 124 3 101 3 141	
107 1 121 2 125 3 102 3 141	
108 1 124 2 126 3 103 3 141	
109 1 127 2 127 3 104 3 141	
110 1 129 2 128 3 105 3 141	
111 1 132 2 129 3 106 3 141	
112 1 134 2 129 3 107 3 141	
113 1 137 2 129 3 108 3 141	
114 1 138 2 129 3 109 3 141	
115 1 140 2 129 3 110 3 141	
116 1 142 2 129 3 111 3 141	
117 1 144 2 129 3 112 3 141	
118 1 146 2 129 3 113 3 141	
119 1 147 2 129 3 114 3 141	
120 1 148 2 129 3 115 3 141	

					-	1			1	1
121	1	150	2	129	3	116	3	141		
122	1	151	2	129	3	117	3	141		
123	1	152	2	129	3	118	3	141		
124	1	153	2	129	3	119	3	141		
125	1	153	2	129	3	120	3	141		
126	1	153	2	129	3	121				
127	1	153	2	129	3	122				
128	1	153	2	129	3	123				
129	1	153	2	129	3	124				
130	1	153			3	125				
131	1	153			3	126				
132	1	153			3	127				
133	1	153			3	128				
134	1	153			3	129				
135	1	153			3	130				
136	1	153			3	131				
137	1	153			3	132				
138	1	153			3	133				
139	1	153			3	134				
140	1	153			3	135				
141	1	153			3	136				
142	1	153								
143	1	153								
144	1	153								
145	1	153								
146	1	153								

147	1	153					
148	1	153					
149	1	153					
150	1	153					
151	1	153					
152	1	153					
153	1	153					

付則別表第2 (付則第2項及び第3項関係)

# 一般職給料表(2)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1	級	2	級	3	級
旧号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸
1	1	1	2	2	3	3
2	1	2	2	4	3	4
3	1	3	2	5	3	5
4	1	4	2	6	3	6
5	1	5	2	7	3	7
6	1	6	2	8	3	8
7	1	7	2	9	3	9
8	1	8	2	10	3	10
9	1	9	2	11	3	11
10	1	10	2	12	3	12
11	1	11	2	13	3	13
12	1	12	2	14	3	14
13	1	13	2	15	3	16
14	1	14	2	16	3	17
15	1	15	2	17	3	18

		1				1
16	1	16	2	18	3	19
17	1	17	2	19	3	20
18	1	18	2	20	3	21
19	1	19	2	21	3	22
20	1	20	2	22	3	23
21	1	21	2	23	3	24
22	1	22	2	25	3	25
23	1	23	2	26	3	26
24	1	24	2	27	3	27
25	1	25	2	28	3	28
26	1	26	2	29	3	29
27	1	27	2	30	3	31
28	1	28	2	31	3	32
29	1	29	2	32	3	33
30	1	30	2	33	3	34
31	1	31	2	34	3	35
32	1	32	2	35	3	36
33	1	33	2	36	3	37
34	1	34	2	37	3	38
35	1	35	2	38	3	39
36	1	36	2	39	3	41
37	1	37	2	41	3	42
38	1	38	2	42	3	43
39	1	39	2	43	3	45
40	1	40	2	44	3	46
41	1	41	2	45	3	47

	•	1		1		
42	1	42	2	47	3	49
43	1	43	2	48	3	50
44	1	44	2	49	3	51
45	1	45	2	50	3	52
46	1	46	2	51	3	54
47	1	47	2	53	3	55
48	1	48	2	54	3	56
49	1	49	2	55	3	58
50	1	50	2	56	3	60
51	1	51	2	57	3	61
52	1	52	2	58	3	63
53	1	53	2	60	3	65
54	1	54	2	61	3	67
55	1	55	2	62	3	69
56	1	56	2	64	3	70
57	1	58	2	65	3	72
58	1	59	2	67	3	74
59	1	60	2	68	3	75
60	1	61	2	69	3	77
61	1	62	2	71	3	78
62	1	63	2	72	3	79
63	1	64	2	74	3	81
64	1	65	2	75	3	82
65	1	66	2	76	3	83
66	1	67	2	77	3	85
67	1	68		79	3	86

		1				1
68	1	69	2	80	3	87
69	1	70	2	82	3	88
70	1	71	2	84	3	90
71	1	73	2	85	3	91
72	1	73	2	86	3	92
73	1	74	2	88	3	93
74	1	76	2	89	3	95
75	1	77	2	91	3	96
76	1	78	2	93	3	97
77	1	79	2	94	3	98
78	1	80	2	95	3	99
79	1	81	2	97	3	100
80	1	82	2	98	3	101
81	1	83	2	99	3	102
82	1	84	2	101	3	104
83	1	85	2	102	3	105
84	1	86	2	103	3	106
85	1	87	2	104	3	107
86	1	88	2	105	3	108
87	1	90	2	106	3	109
88	1	91	2	108	3	110
89	1	92	2	109	3	111
90	1	93	2	110	3	112
91	1	94	2	111	3	113
92	1	95	2	112	3	114
93	1	96	2	113	3	115

	I	I I				1
94	1	97	2	114	3	117
95	1	98	2	115	3	118
96	1	99	2	116	3	119
97	1	100	2	117	3	120
98	1	102	2	119	3	121
99	1	103	2	120	3	122
100	1	104	2	121	3	123
101	1	105	2	122	3	124
102	1	107	2	123	3	125
103	1	108	2	124	3	126
104	1	109	2	125	3	127
105	1	110	2	126	3	128
106	1	112	2	127	3	129
107	1	113	2	128	3	130
108	1	114	2	129	3	131
109	1	115	2	130	3	132
110	1	117	2	131	3	133
111	1	119	2	132	3	134
112	1	120	2	133	3	135
113	1	122	2	134	3	136
114	1	124	2	135	3	137
115	1	126	2	136	3	138
116	1	128	2	137	3	139
117	1	130	2	138	3	140
118	1	132	2	139	3	141
119	1	134	2	140	3	142

120	1	136	2	141	3	143
121	1	137	2	142	3	144
122	1	139	2	143	3	145
123	1	140	2	144	3	146
124	1	142	2	145	3	147
125	1	143	2	146	3	148
126	1	144	2	147	3	149
127	1	146	2	148	3	150
128	1	147	2	149	3	151
129	1	148	2	150	3	152
130	1	150	2	151	3	153
131	1	151	2	152	3	154
132	1	152	2	153	3	155
133	1	153	2	154	3	156
134	1	155	2	155	3	157
135	1	156	2	156	3	158
136	1	157	2	157	3	159
137	1	158	2	158	3	160
138	1	159	2	159	3	161
139	1	160	2	160	3	162
140	1	161	2	161	3	163
141	1	162	2	162	3	164
142	1	164	2	163	3	165
143	1	165	2	164	3	166
144	1	166	2	165	3	167
145	1	167	2	166	3	168

		ı				1
146	1	168	2	167	3	169
147	1	169	2	168	3	170
148	1	170	2	169	3	171
149	1	171	2	170	3	172
150	1	172	2	171	3	173
151	1	173	2	172	3	174
152	1	174	2	173	3	175
153	1	175	2	174	3	176
154	1	177	2	175	3	177
155	1	178	2	176	3	178
156	1	179	2	177	3	179
157	1	180	2	178	3	180
158	1	181	2	179	3	181
159	1	182	2	180	3	182
160	1	183	2	181	3	183
161	1	184	2	182	3	184
162	1	185	2	183	3	185
163	1	186	2	184	3	186
164	1	187	2	185	3	187
165	1	188	2	186	3	188
166	1	189	2	187	3	189
167	1	190	2	188	3	190
168	1	191	2	189	3	191
169	1	192	2	190	3	192
170	1	193	2	191	3	193
171	1	194	2	192	3	193

172	1	195	2	193	3	193
173	1	196	2	194	3	193
174	1	197	2	195	3	193
175	1	198	2	196	3	193
176	1	199	2	197	3	193
177	1	200	2	198	3	193
178	1	201	2	199	3	193
179	1	202	2	200	3	193
180	1	203	2	201	3	193
181	1	204	2	202	3	193
182	1	205	2	203	3	193
183	1	206	2	204	3	193
184	1	207	2	205	3	193
185	1	208	2	206	3	193
186	1	209	2	207	3	193
187	1	210	2	208	3	193
188	1	211	2	209	3	193
189	1	212	2	210	3	193
190	1	213	2	211	3	193
191	1	214	2	212	3	193
192	1	215	2	213	3	193
193	1	216	2	214	3	193
194	1	217	2	215		
195	1	218	2	216		
196	1	219	2	217		
197	1	220	2	218		

		,			T T
198	1	221	2	219	
199	1	222	2	220	
200	1	223	2	221	
201	1	224	2	222	
202	1	225	2	223	
203	1	226	2	224	
204	1	227	2	225	
205	1	228	2	225	
206	1	229	2	225	
207	1	230	2	225	
208	1	231	2	225	
209	1	232	2	225	
210	1	233	2	225	
211	1	234	2	225	
212	1	235	2	225	
213	1	236	2	225	
214	1	237	2	225	
215	1	238	2	225	
216	1	239	2	225	
217	1	240	2	225	
218	1	241	2	225	
219	1	242	2	225	
220	1	243	2	225	
221	1	244	2	225	
222	1	245	2	225	
223	1	246	2	225	

224	1	247	2	225	
225	1	248	2	225	
226	1	249			
227	1	250			
228	1	251			
229	1	252			
230	1	253			
231	1	254			
232	1	255			
233	1	256			
234	1	257			
235	1	258			
236	1	259			
237	1	260			
238	1	261			
239	1	262			
240	1	263			
241	1	264			
242	1	265			
243	1	266			
244	1	267			
245	1	268			
246	1	269			
247	1	270			
248	1	271			
249	1	272			

				1	1
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
1	273				
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1       273         1       273	1       273         1       273	1       273         1       273	1       273         1       273

**付 則**(平成28年3月16日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条第2項、第7 条第1項、同条第2項及び第22条第2項の改正規定は、平成28年4月1日か ら施行する。
- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成27 年4月1日から、新条例第23条の規定は同年12月1日から適用する。

(勤勉手当の特例措置)

3 平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当に関する新条例第23条の規定の 適用については、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、 同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の40」とあ るのは「100分の42.5」とする。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に 関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ た給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

**付 則** (平成29年2月23日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区 学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成28年12月1日から適用する。ただし、第9条及び第10条の改正 規定、別表第1の改正規定並びに付則第2項、第4項及び第5項規定は、平成 29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における新条例第9条第3項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等(前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 6,000円」とあるのは、「配偶者 10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、同項第2号中「(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) 9,000円」とあるのは
  - 「(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。)のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。) 10,000円

- (3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 9,000円
- (4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円」

とし、新条例第10条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項の規定はなお効力を有し、新条例第10条第3項の規定の適用については、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員になった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(勤勉手当の特例措置)

3 平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

(給料表の改定に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において、旧条例別表第1一般職給料表(1)の 1級150号俸から153号俸までの適用を受けていた職員(以下「特定職員」と いう。)であって、引き続き同一給料表の適用を受ける特定職員の号俸は149 号俸とする。
- 5 前項の適用を受ける特定職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額 (この条例の施行日の前日にその者が受けていた給料月額と施行日における給料月額の差額)を給料月額として支給する。

(給与の内払)

- 6 旧条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた 給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。
  - **付 則**(平成29年12月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**付 則** (平成30年3月20日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この条例中第23条 の改正規定、付則第2項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行し、この 条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第23 条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(勤勉手当の特例措置)

2 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、同項第3項中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

**付 則** (平成31年3月15日条例第1号)

改正 令和2年3月9日条例第2号

(施行期日等)

1 この条例中第23条の改正規定並びに付則第3項及び第4項の規定は公布の 日から、その他の規定は平成31年4月1日から施行し、この条例による改正後 の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第23条の規定は、平成 30年12月1日から適用する。

(地域手当に関する暫定措置)

2 新条例第11条の2第2項の規定の適用については、平成32年3月31日まで の間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の9」とする。

(勤勉手当の特例措置)

3 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る、新条例第23条の規定の 適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」 と、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条

例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の 内払いとみなす。

付 則(令和元年11月11日条例第2号)

この条例中第3条の規定(第22条、第22条の2及び第23条に係る部分に限る。)は令和元年12月14日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月9日条例第2号)

改正 令和3年3月31日条例第1号

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該額号に定める日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第23条の規定は、令和元年12月1日から適用する。
  - (1) 第1条中第23条の改正規定並びに付則第2項及び第3項の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 令和3年4月1日

(勤勉手当の特例措置)

2 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る、新条例第23条の規定の 適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」 と、同項第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例第18条の規定に基づいて、 第1条中第23条の改正規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新 条例の規定による給与の内払いとみなす。

**付 則** (令和 2 年11月30日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第22条第2項及び同条第4項の規 定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」 と、同条第4項中「100分の70」とあるのは「100分の67.5」とする。 **付 則** (令和3年3月22日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (令和3年11月30日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

2 令和3年 12 月に支給する期末手当に係る第 22 条第2項及び同条第4項の 規定の適用については、同条第2項中「100 分の 120」とあるのは「100 分 の 115」と、同条第4項中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 65」とする。

付 則(令和4年3月9日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

**付 則** (令和5年2月15日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第 14 条の 規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

#### 第2条 (略)

第3条 第3条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)付則第7項から第14項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

#### 第4条・第5条 (略)

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第6条 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される同項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員

(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第9項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成11年条例第1号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 22条第4項、第23条第3項及び第26条の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新 給与条例第 16 条第 3 項、第 22 条第 4 項、第 23 条第 3 項及び第 26 条の規定 を適用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職 員について必要な事項は、組合規則で定める。

#### 第7条~第14条 (略)

付 則(令和5年3月9日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定 令和4年4月1日
  - (2) 新条例第23条第2項及び第3項の規定並びに付則第4項 令和4年 12月1日

(異動者等の号俸等)

3 令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月

額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(勤勉手当の特例措置)

4 令和4年 12 月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第 23 条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 112.5」と、同条第3項中「100 分の 52.5」とあるのは「100 分の 55」とする。

(給与の内払)

5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則(令和6年3月7日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の 給与に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の 規定 令和5年4月1日
  - (2) 新条例第 23 条第2項及び第3項の規定並びに付則第4項の規定 令和5年12月1日

(異動者等の号俸等)

3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(勤勉手当の特例措置)

4 令和5年 12 月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分

の 57.5」とする。

(給与の内払)

5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則(令和7年2月6日条例第2号)

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

付 則(令和7年3月5日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第2項及び第3項、第10条第3項、第11条第2項、第27条第3項並びに付則第6項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 新条例別表第1及び別表第2の規定 令和6年4月1日
  - (2) 新条例第 22 条第 2 項(羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例第 3 号)第 5 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)及び第 4 項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに付則第 5 項及び第 6 項の規定 令和 6 年 12 月 1 日

(扶養手当に関する経過措置)

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における新条例第9条第 2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	次に掲げ	<b>ずるもの</b>	次に掲げるもの(一般職給料
			表(1)の適用を受ける職員
			のうちその属する職務の級が
			4級であるもの(次項及び次
			条において「行(1)4級職
			員」という。) に係る扶養親族
			にあっては、第6号に掲げる
			ものを除く。)
	(5)	重度心身障害者	(5) 重度心身障害者
			(6) 配偶者(届出をしな

		いが事実上婚姻関係と同様 の事情にある者を含む。) 又
		はパートナーシップ関係の
		相手方(東京都オリンピッ
		ク憲章にうたわれる人権尊
		重の理念の実現を目指す条
		例(平成 30 年東京都条例第
		93 号)第7条の2第2項の
		証明又は同条第1項の東京
		都パートナーシップ宣誓制
		度と同等の制度であると管
		理者が認める地方公共団体
		のパートナーシップに関す
		る制度による証明を受けた
		パートナーシップ関係の相
		手方であって、同居し、か
		つ、生計を一にしているも
titi to titi		のをいう。)
第9条第3項		11,500 円
	(2) 扶養親族たる父母等	(2) 扶養親族たる父母等
	(前項第2号から第5号ま	(前項第2号から第5号ま
	でのいずれかに該当する扶	でのいずれかに該当する扶
	養親族をいう。以下この号	養親族をいう。以下この号
	及び次条において同じ。)	及び次条において同じ。)
	6,000 円 (一般職給料表	6,000円(行(1)4級職員
	(1)の適用を受ける職員	の扶養親族たる父母等にあ
	のうちその属する職務の級	っては、3,000円)
	が4級であるもの(次条に	(3) 前項第6号に該当す
	おいて「行(1)4級職員によいる)の共業報告	る扶養親族 3,000円
	員」という。)の扶養親族	
	たる父母等にあっては、	
(田利甘炊の	3,000 円)	

### (異動者等の号俸等)

4 令和6年4月1日からこの条例の公布の日の前日までの間において、この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

### (期末手当の特例措置)

5 令和6年 12月1日を基準日とする期末手当に係る新条例第22条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「100分の70」とあるのは「100分の72.5」とする。

(勤勉手当の特例措置)

6 令和6年 12月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の122.5」と、同条第3項中「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

7 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて、この条例の公布の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

## 別表第1 (第3条関係)

# 一般職給料表(1)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分分	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	184,100	235,800	254,800	303,400	502,700
	2	185,000	237,000	256,200	305,400	517,900
定	3	186,000	238,200	257,600	307,400	526,900
年前	4	187,000	239,400	259,000	309,300	535,900
定年前再任用短時	5	188,000	240,600	260,500	311,200	
任	6	189,000	241,800	261,900	313,100	
用短	7	190,100	243,000	263,300	315,200	
嵵	8	191,200	244,200	264,700	317,200	
間勤	9	192,300	245,400	266,200	319,100	
務	10	193,400	246,600	267,600	321,100	
職	11	194,500	247,800	269,100	323,100	
貝以	12	195,700	249,100	270,700	325,100	
務職員以外職	13	196,900	250,400	272,300	327,100	
	14	198,100	251,700	274,000	329,200	
員	15	199,400	252,900	275,700	331,300	
	16	200,700	254,300	277,400	333,300	
	17	202,100	255,800	279,200	335,400	
	18	204,200	257,200	281,200	337,500	
	19	206,300	258,400	283,100	339,700	
	20	208,500	259,800	285,100	341,900	
	21	210,700	261,300	287,000	344,100	
	22	212,500	262,700	289,000	346,600	
	23	214,300	264,000	291,000	349,100	
	24	216,100	265,400	292,900	351,600	
	25	217,900	266,900	294,800	354,100	
	26	219,800	268,500	296,800	356,600	
	27	221,700	270,000	298,800	359,100	
	28	223,600	271,500	300,700	361,900	
	29	225,500	273,100	302,600	364,600	
	30	226,800	275,100	304,600	367,600	
	31	228,200	277,000	306,600	370,500	
	32	229,600	279,000	308,500	373,400 376,400	
	33	231,200	280,900	310,400	376,400 370,200	
	34	$232,400 \\ 233,500$	282,500	312,300 $314,400$	379,200 $381,900$	
	35 26	233,500	284,100 $285,600$	314,400	384,600	
	36 2 <b>7</b>	234,600 $235,700$	286,900	318,300	384,600	
	37					
	38	236,700	288,200	320,300	389,600	
	39	237,800	289,500	322,200	391,900	
	40	238,900	290,900	324,200	394,300	
	41	240,100	292,300	326,200	396,700	

42	241,100	293,700	328,100	399,000
43	242,200	295,000	330,100	401,300
44	243,300	296,300	332,100	403,600
45	244,500	297,600	334,100	406,000
46	245,500	298,900	336,100	408,300
47	246,600	300,200	338,100	410,500
48	247,700	301,500	340,100	412,700
49	248,900	302,800	342,200	415,000
50	250,000	304,100	344,700	417,300
51	251,100	305,400	347,200	419,500
52	252,100	306,700	349,700	421,700
53	253,200	308,000	352,200	423,700
54	254,200	309,300	354,500	425,600
55	255,300	310,600	356,700	427,600
56	256,400	311,800	358,800	429,500
57	257,500	313,100	360,800	431,300
58	258,500	314,300	362,800	433,100
59	259,600	315,500	364,700	434,800
60	260,700	316,800	366,500	436,600
61	261,800	318,100	368,400	438,400
62	262,800	319,400	370,300	439,900
63	263,900	320,600	372,200	441,000
64	265,000	321,900	374,000	441,900
65	266,100	323,100	375,800	442,800
66	267,100	324,300	377,500	443,600
67	268,200	325,500	379,100	444,300
68	269,300	326,800	380,500	445,000
69	270,300	328,000	382,000	445,700
70	271,300	329,200	383,000	446,400
71	272,400	330,400	383,900	447,100
72	273,400	331,600	384,700	447,800
73	274,500	332,900	385,500	448,500
74	275,500	334,000	386,300	449,200
75	276,600	335,200	387,000	449,900
76	277,600	336,300	387,700	450,500
77	278,700	337,500	388,500	451,100
78	279,700	338,600	389,200	451,800
79	280,700	339,600	389,900	452,400
80	281,800	340,500	390,600	453,000
81	282,900	341,300	391,300	453,600
82	283,900	342,100	391,900	454,200
83	285,000	342,900	392,500	454,800

84	286,000	343,600	393,000	455,400
85	287,100	344,300	393,500	456,000
86	288,100	345,100	394,000	456,600
87	289,100	345,700	394,500	457,200
88	290,100	346,400	395,100	457,700
89	291,200	347,100	395,700	458,200
90	292,200	347,700	396,300	458,800
91	293,300	348,200	396,900	459,300
92	294,300	348,600	397,400	459,800
93	295,300	349,100	397,900	460,300
94	296,300	349,600	398,500	460,800
95	297,300	350,100	399,000	461,300
96	298,300	350,600	399,500	461,800
97	299,400	351,000	400,000	462,200
98	300,400	351,500	400,500	
99	301,400	351,900	401,000	
100	302,400	352,400	401,500	
101	303,500	352,900	402,000	
102	304,600	353,300	402,500	
103	305,600	353,800	403,000	
104	306,600	354,300	403,500	
105	307,500	354,700	403,900	
106	308,400	355,100	404,400	
107	309,300	355,500	404,900	
108	310,200	355,900	405,300	
109	311,000	356,300	405,700	
110	311,700	356,700	406,200	
111	312,400	357,100	406,700	
112	313,100	357,500	407,100	
113	313,800	357,900	407,500	
114	314,200	358,300	408,000	
115	314,700	358,700	408,500	
116	315,200	359,100	408,900	
117	315,600	359,500	409,300	
118	316,000	359,900	409,800	
119	316,300	360,300	410,200	
120	316,600	360,700	410,600	
121	316,900	361,100	411,000	
122	317,300	361,400	411,500	
123	317,600	361,800	411,900	
124	317,900	362,200	412,300	
125	318,200	362,600	412,700	
126	318,600	362,900	413,200	

	127	318,900	363,300	413,600		
	127	319,200	363,700	414,000		
	129	319,500	364,100	414,400		
	130	319,900	, , , , , ,	414,900		
	131	320,200		415,300		
	132	320,500		415,700		
	133	320,800		416,100		
	134	321,200		416,500		
	135	321,500		416,900		
	136	321,800		417,300		
	137	322,100		417,700		
	138	322,400		418,100		
	139	322,800		418,500		
	140	323,100		418,900		
	141	323,400		419,300		
	142	323,700				
	143	324,000				
	144	324,300				
	145	324,600				
	146	324,900				
	147	325,200				
	148	325,500				
	149	325,800				
定年	110					
前再		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
任用		<b>各</b> 中間作[7] 版	<b>五</b> 中加州/11版	<b>四十</b> 個十八八號	各十 <sup>加</sup> 17171版	<b>丛</b> 中和4771城
短時						
間勤		201,200	233,700	274,800	318,400	436,800
務職員		201,200	200,100	274,000	010,400	100,000
月						

### 備考

1級の 17 号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700 円とする。

## 別表第2 (第3条関係)

# 一般職給料表(2)

// // // // // ( 2 )						
	職務の級	1 級	2 級	3 級		
職員の区分	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額		
安	1	円 175,700	円 245,000	円 276,300		
年	2	176,200	246,500	277,900		
再	3	176,700	248,000	279,600		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	4	177,200	249,500	281,300		
短時	5	177,700	250,900	283,000		
間 勤	6	178,200	252,200	284,700		
務 職	7	178,700	253,400	286,400		
員 以	8	179,300	254,600	288,100		
外 の	9	179,900	255,800	289,800		
職員	10	180,400	257,000	291,500		
	11	181,100	258,300	293,300		
	12	181,700	259,600	295,000		
	13	182,300	260,900	296,700		
	14	183,000	262,200	298,400		
	15	183,800	263,500	300,100		
	16	184,600	264,900	301,700		
	17	185,400	266,200	303,300		
	18	186,500	267,500	304,900		
	19	187,600	268,900	306,500		
	20	188,800	270,300	308,200		
	21	190,100	271,600	309,800		
	22	191,400	273,000	311,400		
	23	192,600	274,400	313,000		
	24	193,900	275,800	314,600		
	25	195,200	277,200	316,100		
	26	196,600	278,600	317,600		
	27	198,000	280,000	319,000		
	28	199,500	281,400	320,400		
	1	1				

	29	201,000	282,800	321,800
	30	202,500	284,200	323,200
	31	204,000	285,600	324,600
	32	205,500	286,900	326,000
	33	207,100	288,200	327,400
	34	208,600	289,500	328,800
	35	210,200	290,800	330,100
	36	211,800	292,100	331,400
	37	213,400	293,300	332,600
	38	214,900	294,500	333,800
	39	216,500	295,700	334,900
	40	218,100	296,900	336,000
	41	219,600	298,100	337,100
	42	220,400	299,200	338,100
	43	221,200	300,300	339,000
	44	222,000	301,300	339,900
	45	222,700	302,300	340,800
	46	223,200	303,200	341,600
	47	223,700	304,100	342,400
	48	224,200	305,000	343,200
	49	224,600	305,900	344,000
	50	225,100	306,800	344,700
	51	225,600	307,600	345,400
	52	226,200	308,400	346,100
	53	226,800	309,200	346,800
	54	227,500	310,000	347,500
	55	228,200	310,800	348,100
	56	229,000	311,500	348,700
	57	229,900	312,200	349,200
	58	230,700	312,900	349,700
	59	231,500	313,600	350,200
	60	232,400	314,300	350,600
	61	233,400	315,000	351,000

62	234,300	315,600	351,400
63	235,200	316,200	351,800
64	236,000	316,800	352,200
65	236,900	317,400	352,600
66	237,700	318,000	353,000
67	238,600	318,500	353,400
68	239,500	319,000	353,800
69	240,400	319,500	354,100
70	241,300	320,000	354,400
71	242,200	320,500	354,700
72	243,100	321,000	355,000
73	244,000	321,500	355,300
74	244,900	322,000	355,600
75	245,800	322,500	355,900
76	246,700	322,900	356,200
77	247,500	323,300	356,500
78	248,300	323,700	356,800
79	249,200	324,100	357,100
80	250,100	324,400	357,400
81	250,900	324,700	357,700
82	251,800	325,100	358,000
83	252,700	325,500	358,300
84	253,500	325,800	358,600
85	254,400	326,100	358,900
86	255,300	326,400	359,200
87	256,200	326,700	359,500
88	257,000	327,000	359,800
89	257,800	327,300	360,100
90	258,700	327,600	360,400
91	259,600	327,900	360,700
92	260,500	328,200	361,000
93	261,500	328,500	361,300
94	262,500	328,800	361,600
1	ļ l		l l

95	263,400	329,100	361,900
96	264,300	329,300	362,200
97	265,100	329,600	362,500
98	265,900	329,900	362,800
99	266,800	330,200	363,100
100	267,600	330,500	363,400
101	268,400	330,700	363,700
102	269,300	331,000	364,000
103	270,300	331,300	364,300
104	271,300	331,600	364,600
105	272,200	331,900	364,800
106	273,100	332,200	365,100
107	274,000	332,500	365,400
108	274,900	332,700	365,700
109	275,800	333,000	366,000
110	276,800	333,300	366,300
111	277,700	333,600	366,600
112	278,400	333,900	366,900
113	279,200	334,200	367,200
114	280,000	334,500	367,500
115	280,700	334,800	367,800
116	281,500	335,100	368,100
117	282,200	335,400	368,400
118	282,800	335,700	368,700
119	283,300	336,000	369,000
120	283,800	336,300	369,300
121	284,200	336,600	369,600
122	284,600	336,900	369,900
123	285,000	337,200	370,200
124	285,400	337,500	370,500
125	285,700	337,800	370,800
126	286,100	338,100	371,100
127	286,400	338,400	371,400
		i	ı

128	286,800	338,700	371,700
129	287,100	339,000	372,000
130	287,500	339,300	372,300
131	287,900	339,600	372,600
132	288,200	339,900	372,900
133	288,500	340,200	373,200
134	288,800	340,500	373,500
135	289,100	340,800	373,800
136	289,400	341,100	374,100
137	289,700	341,400	374,400
138	290,000	341,700	374,700
139	290,300	342,000	375,000
140	290,600	342,300	375,300
141	290,900	342,600	375,600
142	291,200	342,900	375,900
143	291,500	343,200	376,200
144	291,800	343,500	376,500
145	292,100	343,800	376,800
146	292,300	344,100	377,100
147	292,600	344,400	377,400
148	292,900	344,700	377,700
149	293,200	345,000	378,000
150	293,500	345,300	378,300
151	293,800	345,600	378,600
152	294,100	345,900	378,900
153	294,400	346,200	379,200
154	294,700	346,500	379,500
155	295,000	346,800	379,800
156	295,300	347,100	380,100
157	295,600	347,400	380,400
158	295,900	347,700	380,700
159	296,200	348,000	381,000
160	296,500	348,300	381,300
Į.	Į į	Ĭ	ı İ

161	296,800	348,600	381,600
162	297,100	348,900	381,900
163	297,400	349,200	382,200
164	297,700	349,500	382,500
165	298,000	349,800	382,800
166	298,300	350,100	383,100
167	298,600	350,400	383,400
168	298,900	350,700	383,700
169	299,200	351,000	384,000
170	299,500	351,300	384,300
171	299,800	351,600	384,600
172	300,100	351,900	384,900
173	300,400	352,200	385,200
174	300,700	352,500	385,500
175	301,000	352,800	385,800
176	301,300	353,100	386,100
177	301,600	353,400	386,400
178	301,900	353,700	386,700
179	302,200	354,000	387,000
180	302,500	354,300	387,300
181	302,800	354,600	387,600
182	303,100	354,900	387,900
183	303,400	355,200	388,200
184	303,700	355,500	388,500
185	304,000	355,800	388,800
186	304,300	356,100	389,100
187	304,600	356,400	389,400
188	304,900	356,700	389,700
189	305,200	357,000	390,000
190	305,500	357,300	390,300
191	305,800	357,600	390,600
192	306,100	357,900	390,900
193	306,400	358,200	391,200
		i	ı I

194	306,700	358,500	
195	307,000	358,800	
196	307,300	359,100	
197	307,600	359,400	
198	307,900	359,700	
199	308,200	360,000	
200	308,500	360,300	
201	308,800	360,600	
202	309,100	360,900	
203	309,400	361,200	
204	309,700	361,500	
205	310,000	361,800	
206	310,300	362,100	
207	310,600	362,400	
208	310,900	362,700	
209	311,200	363,000	
210	311,500	363,300	
211	311,800	363,600	
212	312,100	363,900	
213	312,400	364,200	
214	312,700	364,500	
215	313,000	364,800	
216	313,300	365,100	
217	313,600	365,400	
218	313,900	365,700	
219	314,200	366,000	
220	314,500	366,300	
221	314,800	366,600	
222	315,100	366,900	
223	315,400	367,200	
224	315,700	367,500	
225	316,000	367,800	
226	316,300		
1	. !	Į.	ı

	227	316,600	
	228	316,900	
	229	317,200	
	230	317,500	
	231	317,800	
	232	318,100	
	233	318,400	
	234	318,700	
	235	319,000	
	236	319,300	
	237	319,600	
	238	319,900	
	239	320,200	
	240	320,500	
	241	320,800	
	242	321,100	
	243	321,400	
	244	321,700	
	245	322,000	
	246	322,300	
	247	322,600	
	248	322,900	
	249	323,200	
	250	323,500	
	251	323,800	
	252	324,100	
	253	324,400	
	254	324,700	
	255	325,000	
	256	325,300	
	257	325,600	
	258	325,900	
	259	326,200	

	260	326,500		
	261	326,800		
定年前再任用短時間勤務職		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
員		211,500	226,000	246,500

## 別表第3 (第3条関係)

一般職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	主任の職務
3級	係長の職務
4級	課長の職務
5級	部長の職務

# 別表第4 (第3条関係)

一般職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	技能主任の職務
3級	統括技能主任の職務

## 別表第5 (第7条関係)

管理職手当の支給区分及び支給月額

支养	支給月額	
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	職務の級が5級の職にある者	94,000円
	職務の級が4級の職にある者	70,000円
定年前再任用短時間	職務の級が5級の職にある者	70,000円
勤務職員	職務の級が4級の職にある者	49,000円